

※ 令和4年2月28日「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会WG横断的課題検討班」資料2

生活困窮者自立支援制度における 横断的な課題について②

資料構成

1. 都道府県の役割と町村部の支援、中間支援のあり方について P.2

- ・ 都道府県の役割
- ・ 中間支援のあり方
- ・ 町村部の支援

2. 人材養成研修のあり方について P.19

- ・ 人材養成研修
- ・ 自治体コンサルティング

3. 帳票・統計システム・評価指標について P.29

- ・ 帳票・統計システム
- ・ 評価指標（K P I）

4. 身寄り問題について P.41

参考資料 P.50

1. 都道府県の役割と町村部の支援 中間支援のあり方について



議論の視点と主な意見

第1回論点整理検討会において示された議論の視点

- ・都道府県の役割と町村部の支援の在り方について

- － 平成30年改正法で新たに規定された、都道府県の管内自治体への支援について、施行後の実施状況を踏まえた在り方の検討
- － 福祉事務所未設置町村における相談支援の在り方の検討

これまでの論点整理検討会における主な意見について

- 市町村を支援する都道府県において、他分野と連携・協働した市町村支援を具体的に実施することが必要ではないか。それをモデルとして、市町村においては他分野との連携に取り組んでいく必要があるのではないか。（池田構成員）

これまでのワーキンググループにおける主な意見について

- 各事業について、自治体によって取組に温度差がある。（尾崎構成員）

都道府県の役割(制度上の位置づけ等)

- 生活困窮者自立支援法においては、都道府県の役割として、郡部福祉事務所の設置者として各事業の実施主体となることのほか、主に以下の3つが定められている。
 - (1) 市等が行う生活困窮者自立支援について、必要な事業が適正・円滑に行われるよう必要な助言、情報提供その他の援助を行うこと(第4条第2項第1号)
 - (2) 都道府県の市等の職員に対する研修等事業(第10条)
 - (3) 認定就労訓練事業所の認定(第16条)
- (2)については、平成30年の改正において、都道府県が行う事業として明確に位置付ける観点から努力義務化した。

1. 法律上の規定

○生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)(抄)

(市及び福祉事務所を設置する町村等の責務)

第四条 (略)

2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業子どもの学習・生活支援事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

二 (略)

3~5 (略)

(都道府県の市等の職員に対する研修等事業)

第十条 都道府県は、次に掲げる事業を行うように努めるものとする。

一 この法律の実施に関する事務に従事する市等の職員の資質を向上させるための研修の事業

二 この法律に基づく事業又は給付金の支給を効果的かつ効率的に行うための体制の整備、支援手法に関する市等に対する情報提供、助言その他の事業

2 (略)

第十六条 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業(以下この条において「生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。

2. 市町村支援として期待されている主な役割

任意事業の実施に向けた働きかけ

広域での共同実施に向けた調整等

人材養成研修等の実施

社会資源の広域的な開拓

市域を越えたネットワークづくり
(支援員向けスーパーバイズを含む)

就労訓練アドバイザーの設置

都道府県が持つ広域行政としてのノウハウ(産業雇用部門、住宅部門等)を生かしたバックアップ

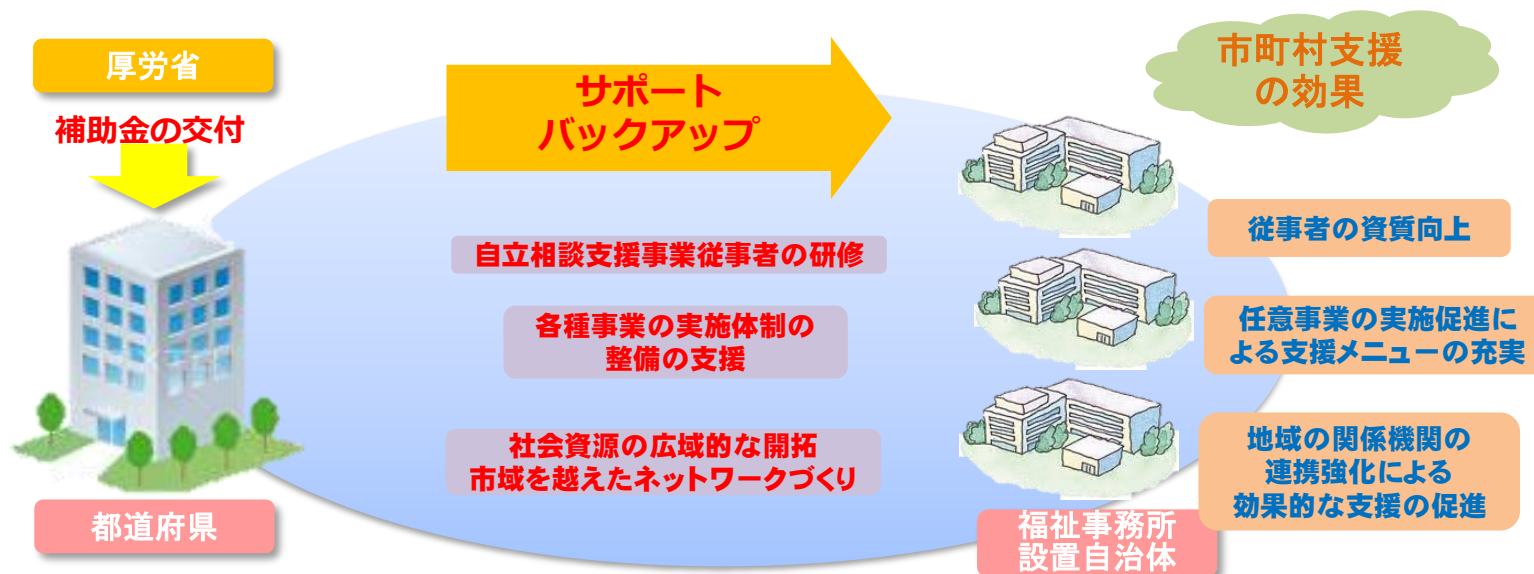
都道府県による市町村支援事業

平成30年10月～

事業の概要

- 都道府県による市町村の支援として、
 - ①市町村の支援従事者に対する人材養成研修の実施
 - ②市町村が行う各種事業への効果的・効率的な手法による実施体制整備への支援
 - ③支援が困難な事例に対し、市域を越えて経験豊富な相談員へ支援手法の相談を行ったり、ケース検討を行う場の構築等の事業を行う。

(参考) 都道府県による市町村支援のイメージ

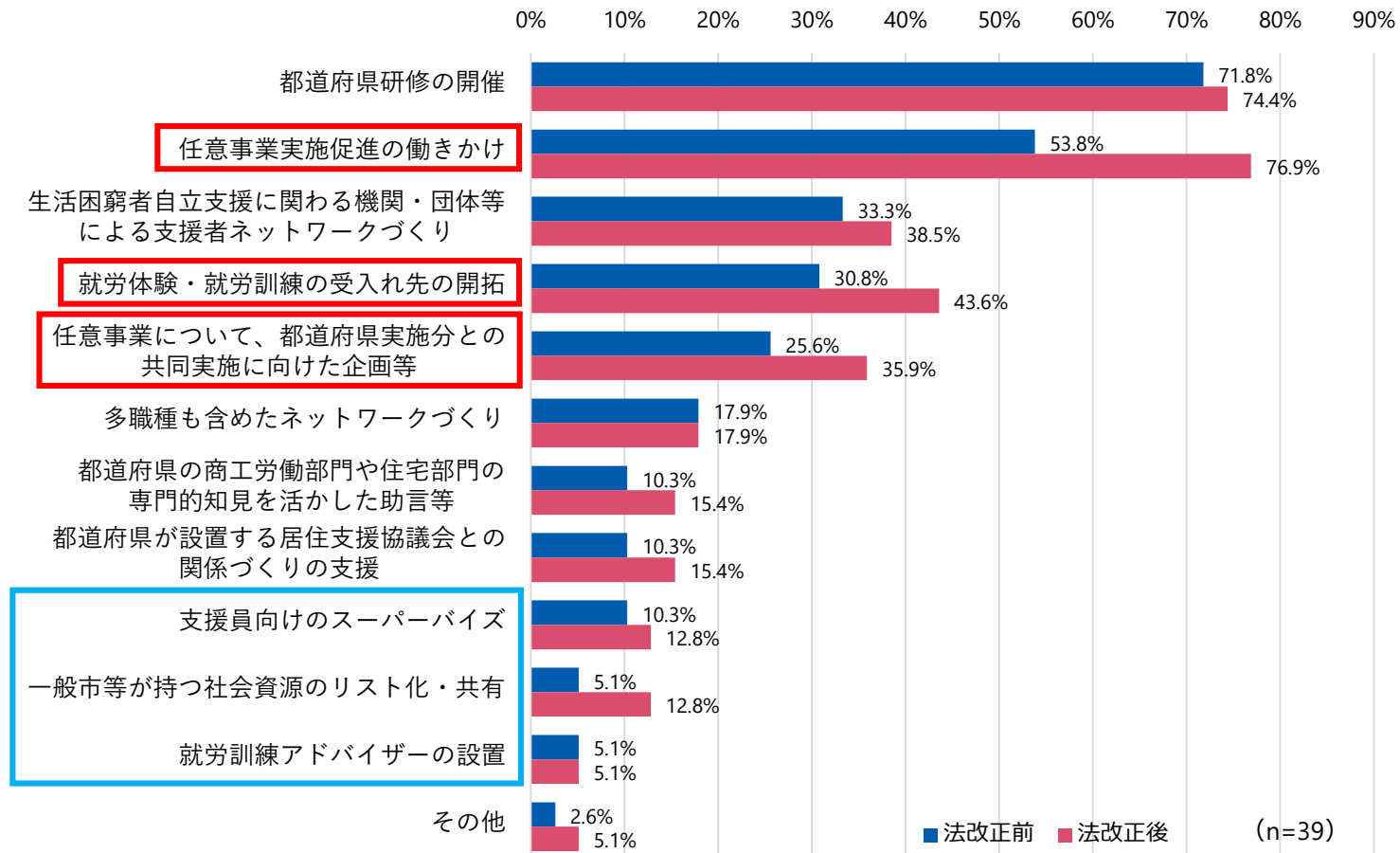


期待される効果

- 研修実施や市域を越えた相談員のネットワーク構築等により、従事者の資質向上や困難ケースに直面した際のバーンアウト対策が図られる。
- 都道府県主導による任意事業の実施促進により、各市町村で提供される支援メニューが充実。

都道府県による支援の状況

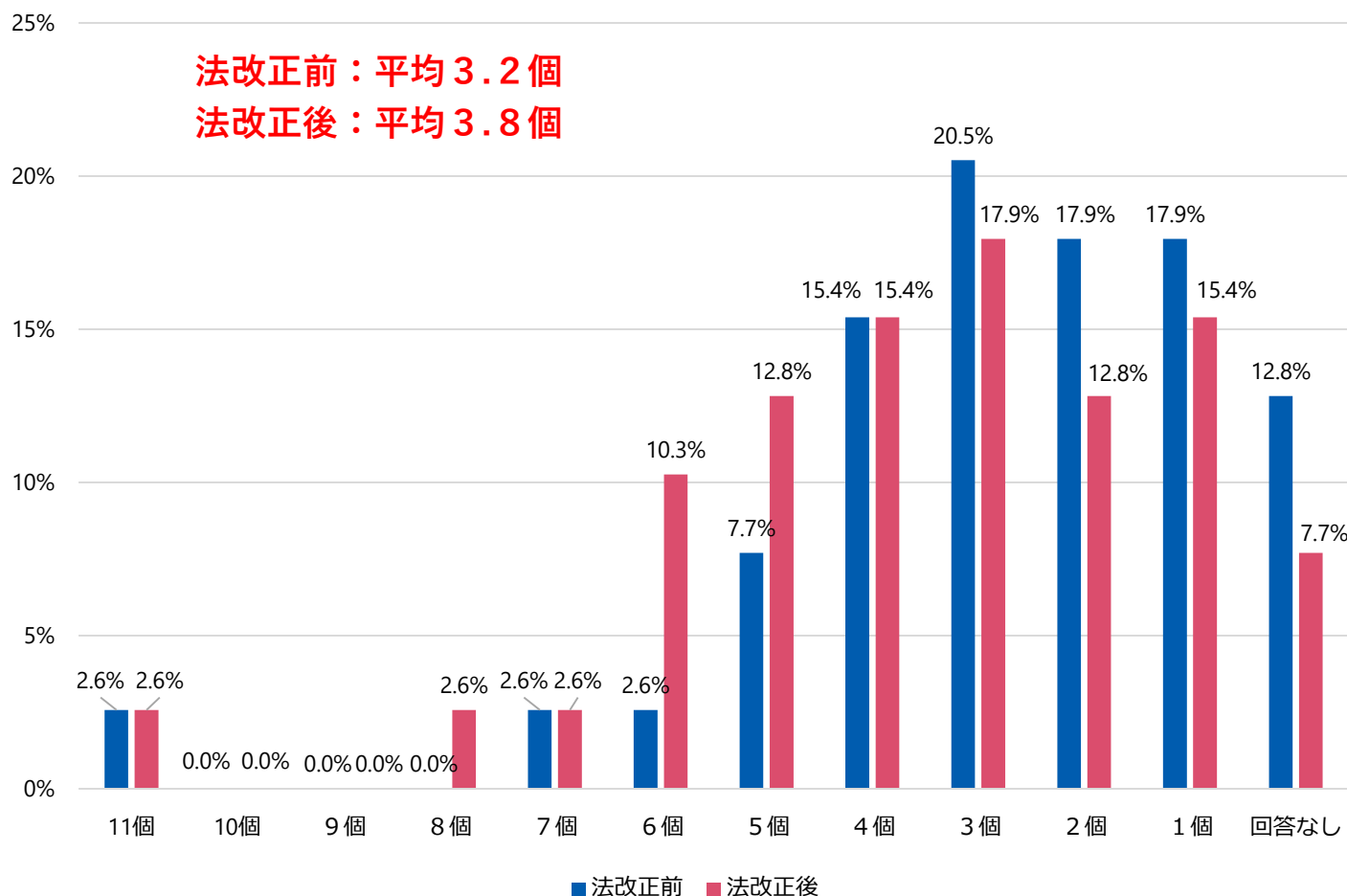
- 平成30年の生活困窮者自立支援法改正前後を比較すると、「都道府県研修の開催」は高い実施率を維持しているほか、「任意事業実施促進の働きかけ」や「就労体験・就労訓練の受入れ先の開拓」、「任意事業について、都道府県実施分との共同実施に向けた企画等」については実施率が大きく上昇した。
- 一方、「支援員向けスーパーバイズ」や「就労訓練アドバイザーの設置」といった技術的な支援や、「一般市等が持つ社会資源のリスト化・共有」は低調となっている。



都道府県による支援の状況

- 平成30年の生活困窮者自立支援法改正前後を比較すると、都道府県による支援の数は増加している（法改正前：平均3.2個→法改正後：平均3.8個）。
- 一方で、約3割の都道府県は支援の数が1個または2個にとどまっており、そうした都道府県の底上げも必要。

	法改正前 H30.10.1以前	法改正後 H30.10.1以降
	件数	件数
11個	1	1
10個	0	0
9個	0	0
8個	0	1
7個	1	1
6個	1	4
5個	3	5
4個	6	6
3個	8	7
2個	7	5
1個	7	6
回答なし	5	3
合計 (n)	39	39



都道府県による取組事例①（広域実施）

- 都道府県による市町村への支援については、平成30年の生活困窮者自立支援法の改正により第10条が新設され、任意事業の実施促進についても、都道府県で取組が進んでいる事例がみられる。

課題・取組事例

- 県内でも事業に対して、支援ニーズの大小や、事業内容の理解度等で差があり、県民の間で不公平感が生じている。
- 特に小規模自治体では、事務負担が大きいなど、事業実施に対するハードルが高い。

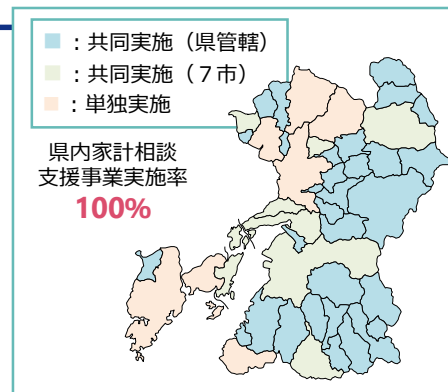
熊本県

県を中心とした広域実施体制の構築

- 県内全ての市町村で事業を実施することとなり、県民が熊本県のどこに住んでいても事業を気軽に受けられるようになった。
- 県が事業をとりまとめることによって、各市が事業に対して共通理解の元で展開できるようになった。
- 契約事務を一本化することで、各市の事務及び経費の軽減が図られるようになった。

実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が企画コンペにより選定した事業者へ委託 ・ 熊本県（県管轄の23町・8村）と7市の共同実施 ・ 共同実施自治体の人口683,331人
委託選定	<ul style="list-style-type: none"> ・ ノウハウを持つ法人 ・ 専門の支援員を配置し ・ 県下全域で事業を実施できる法人に委託する。
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業委託にて実施。 ・ 支援員を県北・県南のそれぞれの区域に拠点を置く。 ・ 共同実施分は、支援員を常勤換算で7名以上、各区内に偏りが生じないよう配置。

県が主導で
共同実施を実現



行程	時期	内容
①	9月	県内各市へ翌年度の任意事業の共同実施について意向調査。
②		2回目の意向調査を踏まえて、翌年度の委託予定額（概算）を算定。共同実施予定の市へ予算額（案）を諮る。
③	12月	共同実施予定の市へ翌年度に向けた事業内容の改善等の意見を求める。
④		12月補正予算で翌年度委託料（単年契約）の債務負担行為の設定を行う。
⑤		③を踏まえ、翌年度に向けた任意事業の要綱改正。
⑥		共同実施予定の市から、事業の同意を受け付け。
⑦	1～3月	企画コンペ方式により翌年度の委託業者の選定を実施。
⑧	2～3月	共同実施の市と翌年度の事業実施の協定を締結。
⑨	3月	翌年度の業務委託について委託業者と契約締結。併せて共同実施の各市へ契約額に基づく市の負担額を提示。（国庫補助申請の際にはこの額が反映）
⑩	4～3月	事業実施
⑪	3月末	委託業者から本年度の委託の精算報告を受け付け、委託金額を確定。この額に基づき、共同実施の各市に対し、負担金を請求する。

都道府県による取組事例②（社会資源の開拓）

- 都道府県のなかには、「就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業」を活用し、就労体験や訓練受入先の開拓や県内市町村の広域調整に取り組む事例がみられる。

課題・取組事例

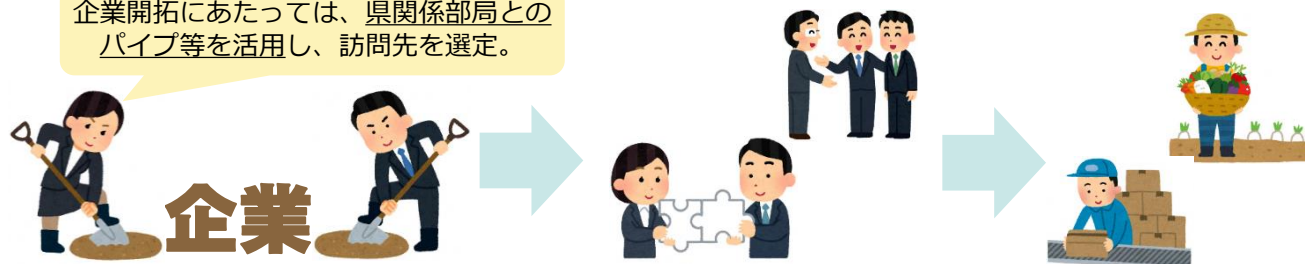
- 就労準備支援事業や認定就労訓練事業としての就労体験や訓練受入先の開拓が進まない。
- 対象のエリアが広く、県内市町村間の移動に時間やコストがかかる。また、市町村間の調整業務に従事させる職員がいない。

岐阜県

企業開拓員による開拓・市町村間調整

- 企業開拓員を2人設置し、就労準備支援事業における就労体験・見学の場を開拓するため、
 - ・ 就労体験や就労訓練等を行う受入先（協力企業・事業所等）の確保・開拓
 - ・ ひきこもり等の長期間就労していない人を積極的に受け入れる方針を示す協力企業等の情報収集
 - ・ 集約した協力企業等の情報を市町村に提供し、希望に応じた企業等とのマッチング
 - ・ 自立相談支援機関、ハローワーク等の関係機関との連携、地域の関係機関・団体とのネットワーク構築などを実施。
- 2人で企業開拓と市町村間調整に係る業務に従事させることで、管内市町村からの問い合わせ等にも対応し、効果的に就労体験・訓練先を開拓・マッチングの効果を促進。
- 相談者のニーズに的確に対応するため、企業開拓員と就労準備支援員との連携を密にし、エリアごとの相談者にワンストップで相談業務から就労体験までを実施している。

企業開拓にあたっては、県関係部局とのパイプ等を活用し、訪問先を選定。



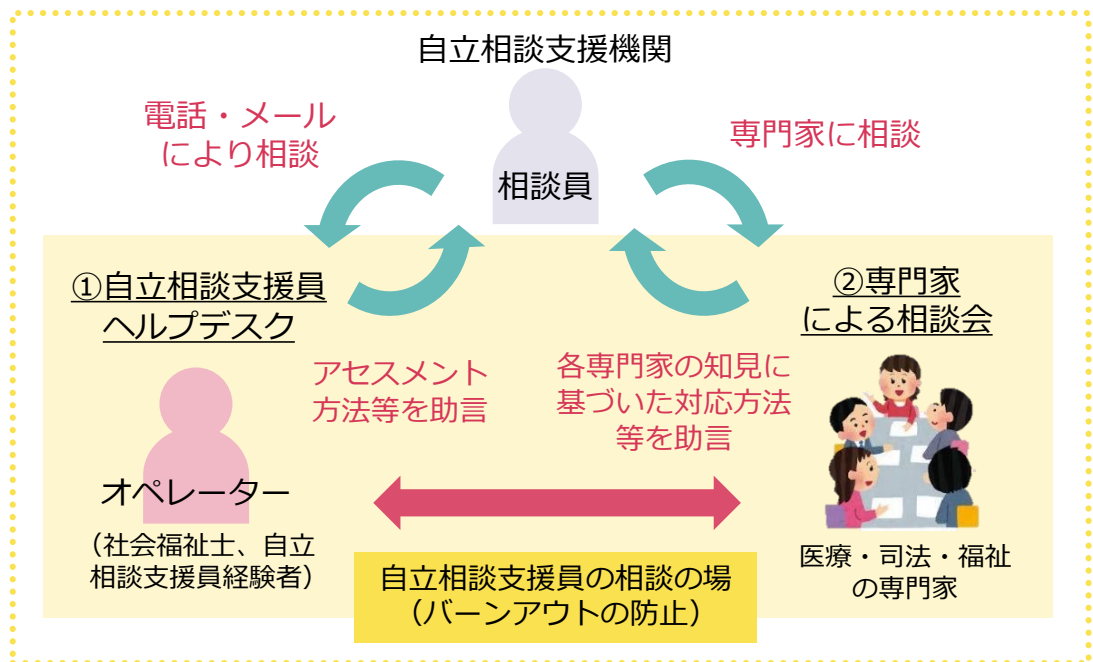
実績（令和2年4月～令和3年10月末）

就労体験・就労体験の受入先への事業所訪問数（電話等含む）	620件
就労体験・就労体験の受入先の開拓事業所数	164件
協力企業と市町村や利用者とのマッチング数	15件

都道府県による取組事例③（支援員を支えるネットワークづくり）

静岡県・自立相談支援員を支えるネットワーク構築事業（静岡市清水医師会への委託）

- **目的**
自立相談支援員等の「燃え尽き症候群（バーンアウト）」を防ぐため、支援員等を支える相談・助言体制を構築する。
- **支援対象者**
県内の自立相談支援事業に従事する主任相談支援員、相談支援員、就労支援員等（任意事業の従事者も含む。）
- **支援員の問題**
 - ① 相談内容・方法に悩んだ時に相談できる仕組みがない。
 - ② 多機関連携（法律・医療・福祉等）ができず、十分な支援ができない。



その他の事例

- 管内区市の自立相談支援機関を対象に「支援者専用相談ライン」を設置し、支援員からの電話相談に対応。支援手法への助言や社会資源の情報提供等の従事者支援を行っている。【東京都】
- 管内の自治体における困難事例に対して、助言・支援・サポート（支援調整会議への出席、相談者との面談の同席、ケース相談、ケース以外の助言等）を実施している。【京都府】
- 自立相談支援機関が抱えている具体的な困難事例について、電話・訪問による相談対応を実施したり、各機関での支援の実施状況や課題等の共有・意見交換を行う生活困窮者自立支援推進会議を開催している（毎年1回程度、圏域ごとに開催）。【鳥取県】

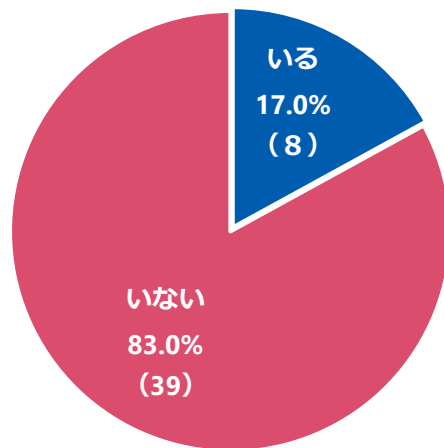
都道府県の体制

- 都道府県の職員の配置状況について、職員数は平均2名程度であり、専任職員を配置している自治体は2割弱にとどまっている。
- 令和2年度中の体制強化については、「行政内担当課の職員数を増やした」、「基礎自治体に対する支援を新規に事業化し、民間委託した」との回答もあったが、約9割は体制強化に取り組んでいない。

従事する職員数 (n=47)

人数（全体）	1都道府県当たりの平均
106人	2.3人

専任職員の有無 (n=47)



令和2年度中の本庁の支援・体制強化 (n=47)

区分	回答数	割合
行政内担当課の職員数を増やした	1	2.1%
行政内に新たな組織を作った（職員の増を含む）	0	0.0%
基礎自治体に対する支援を新規に事業化し、民間委託した	2	4.3%
いずれも取り組んでいない	44	93.6%

生活困窮者自立支援制度における都道府県の役割の整理（イメージ）

- 生活困窮者自立支援制度における都道府県の役割については、平成28年の論点整理検討会において、主に基礎自治体が行う支援に伴走するという視点の位置づけが必要との論点提示がなされ、都道府県においては、任意事業の実施に向けた働きかけや広域での共同実施に向けた調整などに取り組んでいるところ。
- こうした中、行政と支援者とのネットワークづくりはもとより、各地で支援者同士のネットワーク構築も進んでおり、行政だけでは対応できないきめ細やかな支援を提供しているケースも見られる。

【現行の整理】 都道府県の役割 （具体的な取組として期待しているもの）

- 任意事業の実施に向けた働きかけ
- 広域での共同実施に向けた調整
- 人材養成研修の実施
- 社会資源の広域的な開拓
- 市域を越えたネットワークづくり（支援員向けスーパーバイズを含む）
- 就労訓練アドバイザーの設置
- 基礎自治体の就労支援のバックアップ（産業雇用部門のノウハウや都道府県単位の各種団体のネットワークづくり）

①行政が取り組みやすいと考えられる取組 （行政が主体となって実施しやすいもの）

- 任意事業の実施に向けた働きかけ
- 広域での共同実施に向けた調整
- 人材養成研修の実施
- 就労訓練アドバイザーの設置
- 基礎自治体の就労支援のバックアップ（産業雇用部門のノウハウの活用）

②行政だけで対応することが難しいと考えられる取組 （支援者団体と密に連携が必要と考えられるもの）

- 社会資源の広域的な開拓
- 市域を越えたネットワークづくり（支援員向けスーパーバイズを含む）
- 基礎自治体の就労支援のバックアップ 等

支援者同士の連携等について

- 生活困窮者自立支援に関わる機関・団体等による支援者ネットワークが各地で発足しており、主に都道府県域で、情報共有や相談員同士のネットワークづくり、社会資源の共有等の多様な取組が進んでいる。

広域的な支援者ネットワーク（例）

- ※ 都道府県研修を通じて事例検討等を行っている例は省略。
- ※ 令和4年1月現在、厚生労働省において把握しているものを掲載。

（凡例）

- ◎：分野を特定しない支援者ネットワーク
- ：自立相談支援機関のネットワーク
- ：就労支援のネットワーク

- 道央圏生活困窮者自立支援事業担当者情報交換会
- ◎続・後方支援プロジェクト

- ◎生活困窮者自立支援事業
情報連絡会議・検討会議（岐阜県）
- ◎一般社団法人 アルファLink

- 就業支援団体連絡会（阪神地域）

- ◎香川おもいやりネットワーク

- ◎福岡県困窮者支援ネットワーク
みんなネット

- 大分県生活困窮者就労支援協
議会

- ◎生活困窮者支援連携団体会議（宮城県）

- ◎ふくしま生活困窮者支援ねっと

- ◎千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク

- ◎かながわ生活困窮者自立支援ネットワーク

- ◎NPO法人 しが生活支援者ネット

- ◎南国ネットワーク連絡会（高知県）



全国の支援者ネットワーク(例)

都道府県	名称	活動圏域	活動内容					活動分野	運営主体 ※行政も活動に参加
			情報共有・ネットワーク構築	人材育成	ノウハウ支援	支援員向けスーパーバイズ	社会資源の開拓		
北海道	道央圏生活困窮者自立支援事業担当者情報交換会	一部地域	○	○		○		自立	その他(※)
	続・後方支援プロジェクト	県域	○	○	○	○	○	全て	民間組織
福島県	ふくしま生活困窮者支援ねっと	県域	○					全て	民間組織
千葉県	千葉県生活困窮者自立支援実務者ネットワーク(ちこネット)	県域	○	○	○	○	○	全て	民間組織※
	印旛地域生活困窮者自立支援事業ネットワーク協議会	一部地域	○	○	○	○	○	全て	民間組織※
神奈川県	かながわ生活困窮者自立支援ネットワーク	県域	○				○	全て	民間組織※
岐阜県	生活困窮者自立支援事業情報連絡会議・検討会議	県域	○		○			全て	民間組織
	一般社団法人 アルファLink	県域	○			○		全て	民間組織
滋賀県	NPO法人 しが生活支援者ネット	県域	○			○		全て	民間組織
阪神地域	就業支援団体連絡会	複数県	○	○	○			就労	民間組織
香川県	香川おもいやりネットワーク	県域	○		○		○	全て	民間組織
高知県	南国ネットワーク連絡会	一部地域	○					全て	民間組織
福岡県	福岡県困窮者支援ネットワークみんなネット	県域	○	○	○	○	○	全て	民間組織
大分県	大分県生活困窮者就労支援協議会	県域	○					就労	民間組織※

(※) 道央圏の市が持ち回りで開催し、道は周知等で協力。

(厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室調べ・都道府県の取組として行っているものを除く。)



～生活困窮者支援の孤立を防ぐ～続・後方支援プロジェクト

○ 北海道内で生活困窮者支援者の孤立を防ぐため生活困窮者支援機関の情報交換の場を作り【Ⅰ】、孤立する生活困窮者が支援情報に用意にアクセスできる仕組みを構築【Ⅱ】、後方支援メニューを試験提供し社会資源の不足を補う【Ⅲ】、生活困窮者支援機関の後方支援を行う中間支援事業。各事業から出てきた困りごとを集約し課題を整理。北海道内の生活困窮者支援ネットワークの構築を目指す。

ネットワークづくり・ニーズ把握・人材育成・政策提言

Ⅰ 情報交換会・シンポジウムの実施

行政機関も含めた生活困窮者支援機関同士の情報交換会を行い顔の見える関係性づくりを目指す。Ⅱ・Ⅲの事業の情報提供もを行い、現場の困りごとやニーズをタイムリーに拾う場の構築
日常的な情報交換の場も検討していく

<参加対象>・全道・国行政・生活困窮者支援機関・社協等

社会資源の開拓・支援情報集約・アウトリーチ・コロナで孤立する相談者支援

Ⅱ 情報集約・情報提供体制の構築

「北海道支援情報ナビ」の開発(LINEBOT活用)



LINEの自動応答機能を使い、生活・仕事・家計・家族関係などの困りごとに対して、北海道内の支援団体、相談窓口の情報を自動的に案内するナビゲーションツールの開発・行政のオープンデータとも連携していく。

Ⅲ 後方支援メニューの試験実施・ノウハウ提供

- ① 「北海道NPOのデジタル化相談事業」
- ② 「SNS相談窓口の開設支援」
- ③ 「シェルター広域連携推進事業」
- ④ 「心のSOSカウンセリング事業」
- ⑤ 「オンライン就労準備支援事業」
- ⑥ 「地域ジョブコーチ育成プログラム」
- ⑦ 「フードバンク窓口連携支援事業」

・社会資源の開拓支援
・ノウハウ提供・人材育成
・アウトリーチ機能

ニーズ把握・ノウハウ提供・社会資源の開拓・支援機能の強化

コロナで孤立する相談者支援
・支援機能の強化

コロナで孤立する相談者支援
ノウハウ提供・社会資源の提供

ニーズ把握人材育成・ノウハウ提供

仕組み・社会資源・ノウハウの提供・支援機能の強化・アウトリーチ

Ⅳ 連携・後方支援の効果検証・実態調査

- ① Ⅰ参加者へのヒアリング ② Ⅱの情報収集 ③ Ⅲの効果検証

ネットワークづくり・政策提言

北海道生活困窮者ネットワークの在り方に関する検討委員会

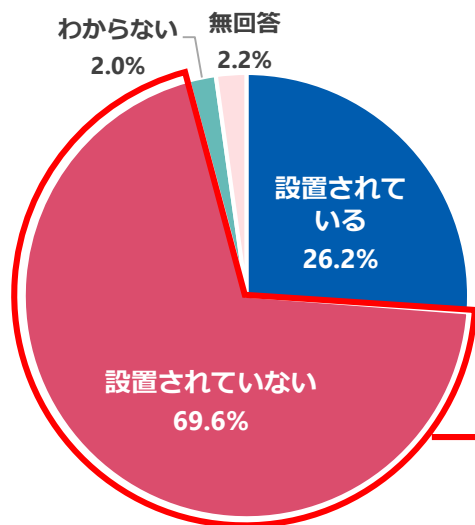
課題：ネットワークづくりには時間がかかり単年度事業では出来ることに限界がある・国や都道府県等行政機関と連携しながら民間の立場から中間支援を行う事が重要・人材育成や情報交換の機会提供などの要望が多く集まっている。ニーズに対する支援者支援には予測困難なコストが掛かる。

福祉事務所未設置町村における状況①

- 都道府県が設置する自立相談支援機関については、約7割の町村において設置されておらず、そのうち「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」を実施している（予定を含む）町村は約4割である。
- 町村における支援内容としては、「相談者からの要望・課題の聞き取り」「自立相談支援機関を含む他機関等の情報提供・助言」が多い。

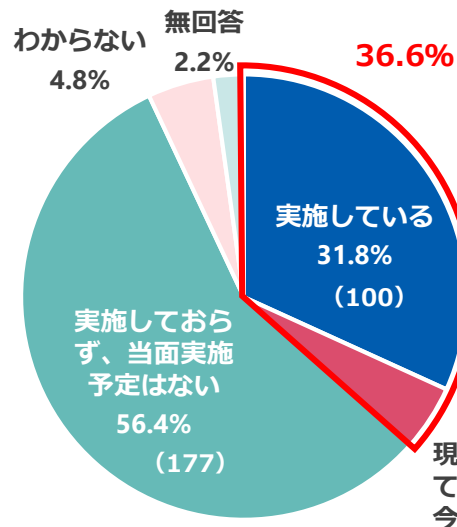
都道府県が設置する自立相談支援機関（相談窓口）の設置状況

(n=451)



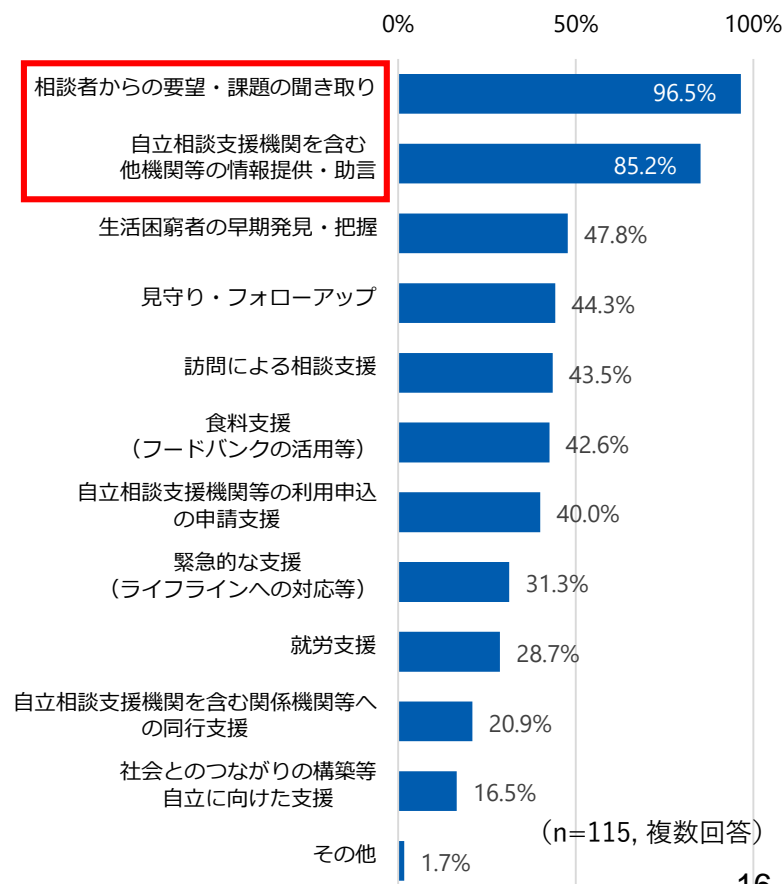
「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」の実施状況

(n=314)



現在は実施していないが、今後実施予定
4.8%
(15)

自立相談支援事業等へつなぐ必要がある方への支援内容



福祉事務所未設置町村における状況②

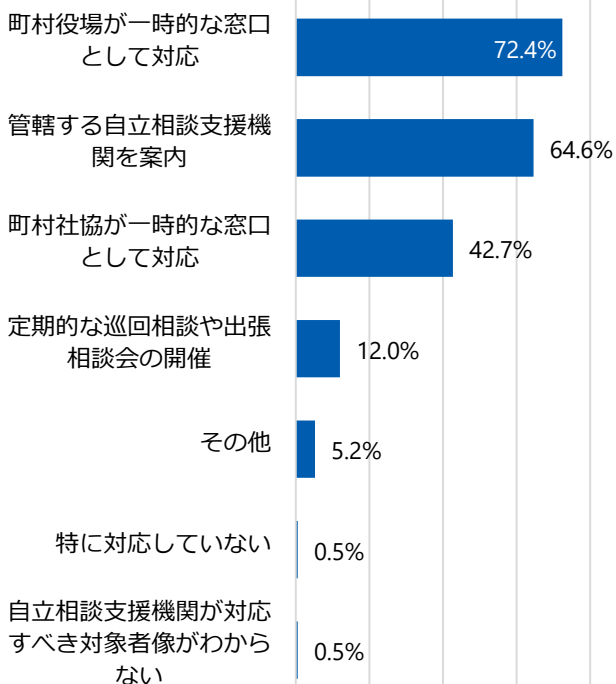
- 「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」を実施していない町村においては、町村役場が一時的な窓口として対応している場合が多く、約半数の町村が当該事業を実施する必要性を感じている。
- 町村における一次相談の実施上の課題としては、「困難ケースに対応することができる人員・体制が不十分」など人員体制や人材に関する課題が多く挙げられた。

自立相談支援機関等が対応すべきと考えられる住民からの相談への対応

(n=192, 複数回答)

※「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」について「実施しておらず、当面実施予定はない」「わからない」と回答した自治体が対象。

0% 20% 40% 60% 80%

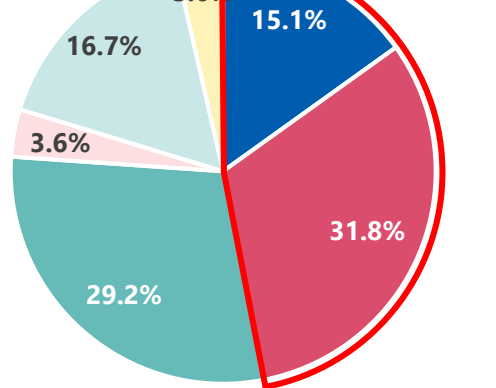


「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」を実施する必要性

(n=192)

※「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」について「実施しておらず、当面実施予定はない」「わからない」と回答した自治体が対象。

0% 20% 40% 60% 80%

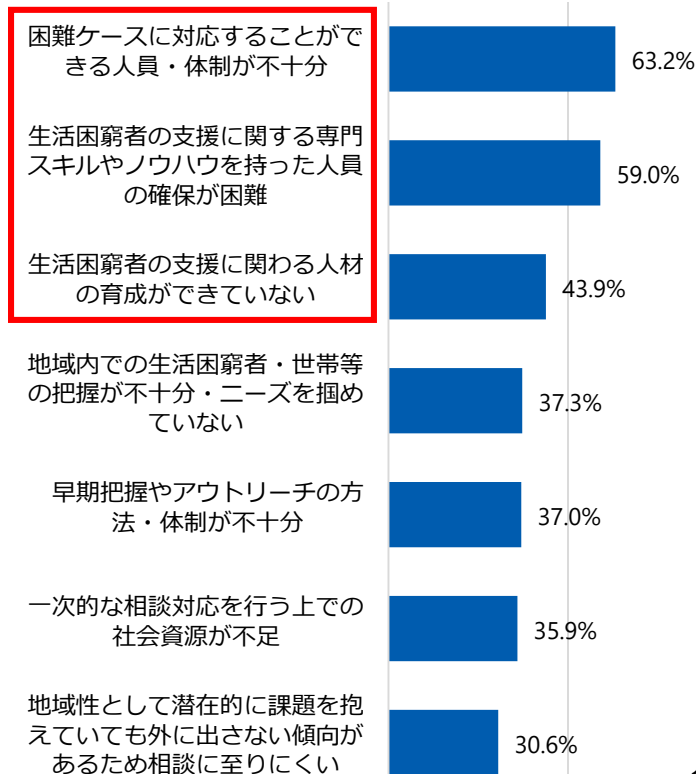


- とても必要性を感じている
- まあまあ必要性を感じている
- あまり必要性を感じていない
- 全く必要性を感じていない
- わからない
- 無回答

町村における生活困窮者の一次相談の実施上の課題

※ 多い順に8つの選択肢を抜粋。(n=451)

0% 50% 100%



都道府県の役割と町村部の支援・中間支援のあり方に関する検討の視点

現状・課題

- 都道府県による市町村への支援については、平成30年の生活困窮者自立支援法の改正により第10条が新設され、都道府県の市等の職員に対する研修等事業が努力義務化された。
都道府県研修や任意事業の実施促進については多くの都道府県で取組が進んでいる一方、支援員向けスーパーバイズや就労訓練アドバイザーの設置等の支援は低調となっており、都道府県間の差も拡大している。
- こうした状況の下、一部の地域においては、民間組織等を中心とした支援者ネットワークが構築され、情報共有にとどまらず、ノウハウ支援や支援員向けスーパーバイズ、社会資源の開拓まで幅広い活動を展開している。
こうしたネットワークの運営形態は多岐に渡っており、都道府県が委託・協力しているケースや、行政が活動に参加しているケースも見られる。
- 福祉事務所未設置町村の約4割は、都道府県の自立相談支援機関も「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」も設置・実施されておらず、町村役場が一時的な窓口として対応している場合が多い。
また、町村における一次相談の実施上の課題としては、人員体制や人材に関する課題が多く挙げられた。

検討の視点

- 都道府県による市町村への支援については、各自治体における支援の質を高める観点から重要であるが、実施状況や都道府県の体制等を踏まえ、どのように支援の強化を図っていくか。
- その際、支援者ネットワークの果たす役割やそのあり方についてどのように考えるか。
- 福祉事務所未設置町村における一次相談について、「福祉事務所を設置していない町村における相談事業」の実施状況や町村における課題等を踏まえ、支援ニーズに対応するために必要な方策をどう考えるか。

2. 人材養成研修のあり方



議論の視点と主な意見

第1回論点整理検討会において示された議論の視点

- ・支援者支援や人材育成の在り方について
 - －生活困窮者自立支援制度の実施主体に対する支援の在り方の検討

これまでの論点整理検討会における主な意見について

- 支援者のバーンアウトを防ぐため、支援者への支援も重要。都道府県単位の研修もあったが、コロナ禍でオンラインが広まったことで、全国の仲間とつながれるという面＝都道府県の枠を超えてつながることができるという良い面もあった。今後も活用していきたい。相談の窓口も自治体と広域を両方つくっていくことも求められる。（勝部構成員）
- 人材養成研修について、コロナにより、オンラインで研修を行ってきたところだが、支援者を支えるため質の高い研修にしていく必要があるのではないかと。（新保構成員）
- 人材養成については、制度を所管する国として、研修事業に係る必要な財政措置、技術的な支援を講ずるべきではないかと。（綾構成員）

これまでのワーキンググループにおける主な意見について

- 困窮や福祉分野に限らず、幅広い分野の支援員や自治体職員にも、研修により制度の理念や概念を広め、連携を促進することが重要。（名嘉構成員、中島構成員）
- 市町村全体で断らない相談体制づくりを行うためには、分野・組織間で人材が行き来するようにできないか。（朝比奈構成員）
- 支援員の職歴頼みではない就労（準備）支援研修の開発と体系化（準備性～キャリア支援の考え方やアセスメント～企業開拓等）を行うべきではないか。（鈴木由美構成員）
- 家計改善支援員は、自立相談支援事業の支援員と兼務している自治体が多いが、家計改善支援に必要な知識や家計管理ができるよう相談を継続して行うためのスキルが重要。単発の研修だけでなく、継続的な研修・訓練が重要。（中森構成員）
- 自治体コンサルについては、現在単発の研修となっているが、単発では不十分であり、終了後に個人的にフォローすることもあつてほしい。（鈴木由美構成員）
- 任意事業について、その地域の実情に合わせたアレンジや地域開拓の方法を伝えていく（コンサルや研修のアウトリーチ）という発想があつてもよいのではないかと。（名嘉構成員）
- 今年度から自治体の体制整備に向けた自治体担当者研修が開始したが、都道府県の横のつながりができるよう今後も取り組んでほしい。（坂入構成員）

人材養成研修（制度上の位置づけ等）

- 生活困窮者自立支援の各事業に従事する人材の養成については、制度創設当初は国が主体となって研修を実施してきたが、平成30年改正において「都道府県による市等に対する支援事業」を創設し、職員の研修等の事業について、都道府県に対して実施の努力義務を課した。
- こうした動きを踏まえ、現行の体系では、前期研修は国、後期研修は都道府県（※）が実施することとしている。（※）ブロック別研修の受講により代替可能。

○ 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）（抄）

（市及び福祉事務所を設置する町村等の責務）

第四条（略）

2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業子どもの学習・生活支援事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

二（略）

3～5（略）

（都道府県の市等の職員に対する研修等事業）

第十条 都道府県は、次に掲げる事業を行うように努めるものとする。

一 この法律の実施に関する事務に従事する市等の職員の資質を向上させるための研修の事業

二 この法律に基づく事業又は給付金の支給を効果的かつ効率的に行うための体制の整備、支援手法に関する市等に対する情報提供、助言その他の事業

2（略）

※赤字：平成30年改正における新設条項

国研修（前期研修）の位置づけ

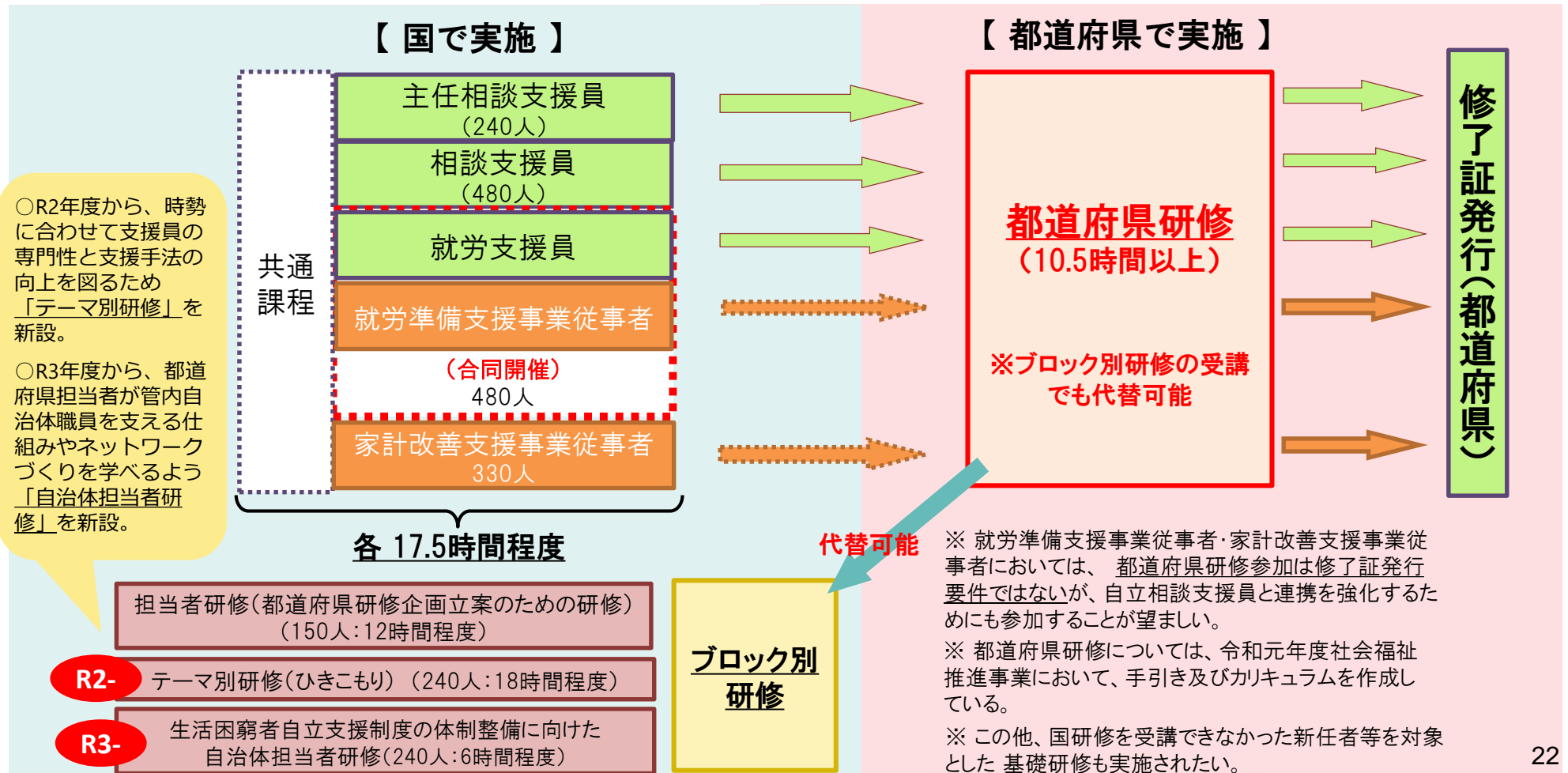
- 対象者
 - ・ これまでの国研修と同じく、支援員（自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業）に着任した初任者を対象とする。
- 研修内容
 - ・ 初任者向けの基礎的な研修と位置づけ、制度の理念や支援員の基本姿勢や役割などを伝える。

修了証要件を満たすための都道府県研修（後期研修）の位置づけ

- 対象者
 - ・ 原則として、国研修(前期研修)を修了した者が対象
 - ・ なお、近隣自治体同士のネットワークや情報共有を目的の1つとしてことから、現任者や生活困窮者支援以外の支援員（生活保護、障害、介護、地域共生等）、自治体職員と一緒に研修を開催したり、既存の他分野の研修と合同で実施することも望ましい。
- 研修内容
 - ・ 実践的な学びを深め、近隣自治体同士の交流を深めることを目的とする。
- 研修の実施方法
 - ・ 参加型研修の形式を取り入れること
 - ・ 研修企画チームをつくり企画・立案すること
 - ・ 制度の理念と基本姿勢を伝えること

現行の研修体系

- 国研修は、共通課程と職種別の研修から構成され、国研修・都道府県研修の受講後、都道府県より修了証が発行される（資格要件ではない）。
 - ※ 就労準備支援事業従事者・家計改善支援事業従事者においては、都道府県研修参加は修了証発行要件ではない。
- この他、国においては、都道府県職員を対象とした「都道府県研修企画立案のための研修」や、行政職員や支援者を対象とした「テーマ別研修」、「体制整備に向けた自治体担当者研修」を実施している。



国研修（前期研修）の実施状況

相談支援員、就労支援員・就労準備事業従事者、家計改善支援事業従事者は、修了者数累計が支援員数を下回っている（※）。

受講状況

事業名	職種 (研修日数)	令和元年度		令和2年度		令和3年度		修了者数 (H26～R 元年度累 計)	【参考】 支援員数 (令和元年)
		計画 (修了者数)	実施 方法	計画 (修了者数)	実施 方法	計画 (修了者数)	実施 方法		
自立相談 支援事業	主任相談 支援員 (17.5時間)	240名 (202名)	集合	240名 (283名)	オンラ イン	240名 (集計中)	オンラ イン	1320名	1223名
	相談 支援員 (17.5時間)	480名 (358名)	集合	480名 (656名)	オンラ イン	480名 (集計中)	オンラ イン	2037名	2858名
	就労 支援員 (17.5時間)	240名 (188名)	集合	480名 (469名)	オンラ イン	480名 (集計中)	オンラ イン	1838名	1848名
就労準備 支援事業	事業 従事者 (就労支援 員と合同)	120名 (140名)	集合	就労支援員と合同		就労支援員と合同		1259名	
家計改善 支援事業	事業 従事者 (17.5時間)	240名 (215名)	集合	240名 (263名)	オンラ イン	330名 (集計中)	オンラ イン	940名	950名

○ 特に集合型研修においては、参加人数に上限があるため、都道府県によっては受講できない方が毎年生じており（※）、受講枠を増やしてほしいといった意見が出ている。

○ また、実施方法については、コロナ禍でオンラインによる開催を余儀なくされたが、受講希望者が増えるといったメリットがあることもわかった。

○ 研修の質の担保・向上に努めつつ、全ての支援員が受講できる体制を確保することが重要。

自治体の声

- ・ 受講枠を増やしてほしい。（毎年国研修に参加できない人がいる。受講枠に合わせて毎年希望者から受講できる人を都道府県内で調整している）。
- ・ オンライン研修だと旅費交通費がかからないので受講希望者が増える。

（※）人事異動等もあるため単純な比較はできないが、令和元年度の支援員数と修了者数を比較すると、相談支援員や就労支援員については修了者数が相当数少なくなっており、受講枠が不足しているものと想定。

都道府県研修（後期研修）の実施状況

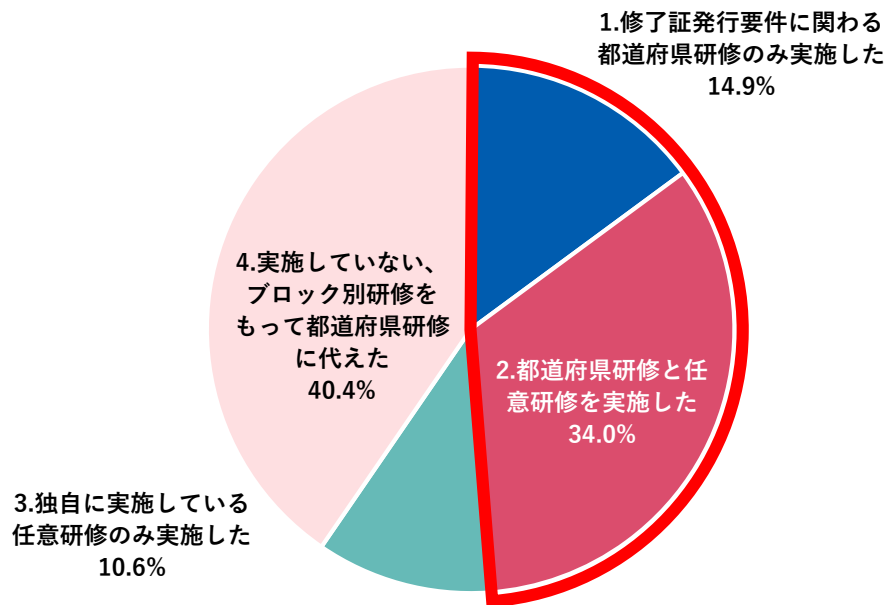
- 令和2年度においては、約49%の都道府県が修了証発行要件（※）に関わる都道府県研修を実施した一方、新型コロナウイルスの影響により、ブロック別研修で代替した都道府県も見られた。
- 令和3年度においては、約57%の都道府県が修了証発行要件に関わる都道府県研修を実施している（予定を含む）。

（※）修了証を発行するためには、以下①～④の全ての要件を満たす必要がある。

- ① 参加型研修の形式を取り入れること、② 研修企画チームをつくり企画・立案すること、
- ③ 制度の理念と基本姿勢を伝えること、④ 開催時間は計10.5時間以上とすること

令和2年度の実施状況

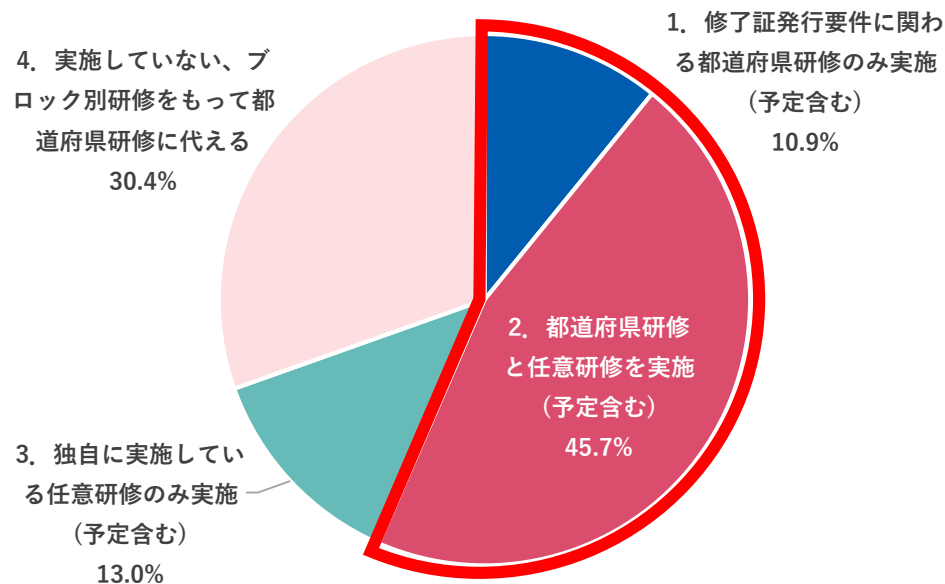
n=47



48.9%が修了証発行要件となる都道府県研修を実施

令和3年度の実施状況

n=46



56.6%が修了証発行要件となる都道府県研修を実施予定

(参考) 他制度における人材養成研修との比較

	介護支援専門員 (介護保険法)	相談支援専門員 (障害者総合支援法)	生活保護法施行 関係の従事者	消費生活相談員 (消費者安全法)	自立相談支援員 等(困窮者法)
従事要件	一定の実務経験を有する者が介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、当該研修を修了後に都道府県に登録の申請を行い、介護支援専門員として登録後に、介護支援専門員証の交付を受ける(法律)。	一定の実務経験を有し、かつ、相談支援従事者初任者研修を受講し、修了証の交付を受ける(省令・告示)。	特になし ※社会福祉法第15条に福祉事務所職員の規定あり。	登録試験機関が実施する消費生活相談資格試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると首長が認める者(法律)。 ※ 研修は業務内容の変化等に適応するためのもので、従事要件とは基本的には無関係。	国研修を受講し、修了証の交付を受ける(実施要綱)。
研修体系	実務研修、再研修、専門研修課程Ⅰ・Ⅱ、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修。	初任者研修、現任研修、主任相談支援専門員研修、任意の専門コース別研修。	ケースワーカー、就労支援員、査察指導員の別に実施。	(独)国民生活センターや都道府県・市町村等において、現任者等を対象とした研修を実施。	事業・職種に応じ5種類
主体	都道府県又は都道府県が指定した研修実施機関	都道府県又は都道府県が指定した研修実施機関	国	(独)国民生活センター・都道府県・市町村等	国・都道府県
実施規模	研修により、国や自治体など実施主体は様々。 実務研修 4,915人 (令和元年度受講者数)	初任者8,586人・現任者6,309人・主任366人 (H31年度修了者数)	ケースワーカー:約300人 就労支援員:約200人 査察指導員:約300人 日常生活支援住居施設の生活支援提供責任者等:約200人 (いずれも受講定員数)	都道府県・市町村で働く消費生活相談員 3,335人 (令和3年4月1日現在) 消費生活相談員等が研修に参加している都道府県・市町村数 1,153自治体 (令和2年度実績、全1,796自治体)	(前々ページのとおり)
備考		上記研修を企画・運営する「指導者」の養成研修を国において実施。	都道府県においても別途研修を実施(内容は各都道府県において設定)。		

自治体・支援員向けコンサルティングの実施

- 困窮法一部改正法において「都道府県による市町村支援事業」が努力義務化されたことに伴い、都道府県が主体となって管内市町村に支援することとなるが、ノウハウが十分に蓄積されていない都道府県においては、引き続き国としてのサポートが求められ、また、必要に応じて国として市町村へ直接ノウハウの伝達・助言等を行うことも考えられる。
- そのため、**各自治体の抱える困難事例や専門的助言が求められる事項に関し、専門スタッフを派遣しコンサルティングを行う。**また、**全国の支援員が利用できる情報共有サイトを運営**し、支援員同士が情報共有をしたり意見交換できる機会を設ける。

対象経費

- ◇ 人件費、専門スタッフ派遣に係る旅費・謝金、事務所費用
- ◇ 情報共有サイトの開設費用、運用・保守 等
- ※ (項) 生活保護等対策費 (目) 公的扶助資料調査委託費として要求

事業内容

- 都道府県・市町村に**専門スタッフを派遣し、事業実施上のノウハウ伝達や困難ケースへの対応を実施。**
 - 全国の支援員がアクセス可能な**情報共有サイトを開設**し、支援員同士が情報共有をしたり意見交換できる機会を設ける。
- ※事業実施に最適な団体等への委託を想定。

事業イメージ



参考

- 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書 (H29.12.15) (抜粋)
 - 自立相談支援事業のあり方としては、相談者を「断らず」、広く受け止めることが必要であり、生活困窮者自立支援法において、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされている生活困窮者の定義のもとで、「断らない」支援の実践が目標とされているが、こうした「断らない」相談支援については、今後とも徹底していかなければならない。
 - 本制度における相談支援を理念に基づき、具現化するためには、高度な倫理観や相談支援の知識・技術を備えた人材の養成が不可欠であり、「5. 制度の信頼性の確保」の「(1) 生活困窮者自立支援制度の従事者の質の確保」の内容を踏まえ、質の高い相談支援が実現できるよう、国、都道府県、自治体が協働し、人材養成に取り組むことが求められるとの意見があった。
 - また、「断らない」相談を継続するために、相談を受け止める相談支援員がバーンアウトしないよう、スーパービジョンやフォローアップ研修等が必要との意見があった。
- 生活困窮者自立支援法一部改正法案に対する参議院厚生労働委員会附帯決議 (H30.5.31)
 - 二、 (略)・・・断らない相談を実践するためには十分な支援員等の配置やスキルの向上が必要不可欠であることから、人材確保のための教育・訓練プログラムの拡充を含む体制整備を行うとともに、そのために必要な予算の確保に努めること。
 - 八、 (略)・・・また、生活困窮者自立支援制度を担う相談員・支援員が安心と誇りを持って働けるよう雇用の安定と処遇の改善を図るとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。

自治体コンサルティング事業の実績

実施テーマ

- 就労準備支援事業・家計改善支援事業未実施自治体に対する事業実施に向けたノウハウ伝達のための支援を中心としつつ、毎年度自治体のニーズも踏まえて決定している。令和3年度においては、以下のテーマで募集を実施した。
 - ① 就労準備支援事業・家計改善支援事業の実施のための支援、② 庁内連携及び委託先関連機関の連携等の課題解決のための支援

利用自治体数（令和元年度～3年度）

対象事業	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
自立相談支援事業	9 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (0)
就労準備支援事業	18 (11)	23 (13)	21 (14)	62 (38)
家計改善支援事業	18 (14)	17 (12)	11 (7)	46 (33)
一時生活支援事業	3 (2)	0 (0)	0 (0)	3 (2)
子どもの学習・生活支援事業	4 (2)	0 (0)	3 (1)	7 (3)
連携（法定事業間、庁内外、困窮制度と他の支援等）	0 (0)	0 (0)	12 (0)	12 (0)
合計（延べ数）	54 (29)	40 (25)	47 (22)	141 (76)
合計（実数）	30	34	39	103

※ 1つの自治体が複数の事業についてコンサルティングを実施する場合もある。括弧内は事業未実施の自治体数。

参加自治体の声

- 就労準備支援事業の実施に向けて、事業イメージを持つことができた。自治体コンサルを通して学んだ好事例や支援ツール等の知識を活かして財政部局に費用対効果等を具体的に説明することができ、次年度より事業実施が決定した。
- 就労準備支援事業の多様なメニューづくりと地域の社会資源の活用について知ることが出来たので、重層的支援体制整備事業や他の事業との連携を推進していきたい。
- 事業立ち上げ後についても、自治体コンサル等による継続的な支援があるとよい。

人材養成研修に関する検討の視点

現状・課題

- 人材養成研修については、現在、国が前期研修、都道府県が後期研修を実施しているが、
 - ・ 前期研修の研修受講枠により、都道府県によっては受講できない支援員が発生している
 - ・ 後期研修の開催が少ない（R2年度は23団体が実施）などの課題がある。
- また、研修の対象者について、前期研修及び後期研修は基本的に初任者を想定しているが、それ以外には、都道府県研修の企画立案を行う都道府県職員、自治体職員向けの研修、テーマ別の研修しかなく、入職後に受講できる体系的な研修が設けられていない。
- 任意事業については、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の従事者を研修の対象としており、一時生活支援事業や子どもの学習・生活支援事業の従事者に対する研修は実施していない。
- 自治体コンサルについては、現在、就労準備支援事業・家計改善支援事業未実施自治体に対する事業立ち上げに向けた支援を中心としており、一定の効果が見られる一方、自治体からは単発ではなく継続的な支援を求める声もある。

検討の視点

- 人材養成研修の質の向上に向けて、以下のような点についてどのように考えるか。
 - ・ 前期研修と後期研修のあり方
 - ・ 国と都道府県の役割分担のあり方
 - ・ 研修の対象者
 - ・ 研修カリキュラム
 - ・ 研修の実施方法
- 入職後の人材育成の在り方や、他の任意事業（一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業）の従事者に対する研修の必要性について、どのように考えるか。
- 自治体コンサルについて、就労準備支援事業・家計改善支援事業の実施に向けた支援だけでなく、すでに実施している事業の質の向上に向けた支援や就労・家計以外の事業に対する支援、またその支援の方法について、どのように考えるか。

3. 帳票・統計システム・評価指標について

主な意見

これまでのワーキンググループにおける主な意見について

- 本人の生活や社会とのつながりの変化を評価していくことが重要。（松嶋構成員）
- 帳票類や相談記録システムなど、ソーシャルワークにおいてもDXやICT化を進める必要がある。（谷口構成員、前嶋構成員）
- 申請の際に複数回同意が求められると、それだけでも支援を受けたくないという当事者が出てくる。縦割り突破の仕組みづくりのためには、帳票類の見直しも行うべきではないか。（谷口構成員）
- 情報連携については十分な議論が必要。支援における情報共有について同意を得ていたとしても、どこまで共有してよいのか、同意の際に本人が想像できる範囲には限界があるので注意が必要。（朝比奈構成員）
- 帳票類の一体化（オンライン化）にあたっては、共有されてしまうと相談しない人も増える。当事者にとって利益のあることについては一体化を進め、支援を効率化していくことが重要。また、オンライン化にあたって必要なコストを誰が負担するのか、予算も含めて多軸で考える必要がある。（谷口構成員）
- 帳票類やデータの一体化・集約は重要。特に、重層的支援体制整備事業が実施されると4分野が連携することになるので、支援関係者間の情報連携を円滑化することが重要になる。（鏑木構成員）

帳票・統計システムについて

- 各事業においては、アセスメントや支援経過の記録等のため、標準帳票を示している。
 - ※ 自立相談支援事業においては一部必須となっている。なお、世帯支援の充実等の観点から、独自様式の帳票を併用している自立相談支援機関もある。
- 統計システムは、このうち自立相談支援事業の帳票に入力する項目を全国で集約できるものとして平成29年4月から稼働している。
- 令和2年度より、施行状況把握のための各種調査に対する自治体負担軽減のため、これまで依頼していた調査の一部を統計システムにより把握可能とした。また、新たに「支援評価項目・クロス集計」等を導入し、支援対象者の分析を可能とした。

1. 現行の各種帳票

(☆)は使用必須のもの

事業	帳票
自立相談支援事業	<ul style="list-style-type: none">■ 相談受付・申込票(☆)■ インテーク・アセスメントシート(☆)■ 支援経過記録シート■ プラン兼事業等利用申込書(☆)■ 評価シート(☆)
就労準備支援事業	<ul style="list-style-type: none">■ 就労準備支援プログラム(計画書・評価書)
家計改善支援事業	<ul style="list-style-type: none">■ 相談受付・申込票■ インテーク・アセスメントシート■ 相談時家計表■ 家計計画表■ キャッシュフロー表■ 家計再生プラン(家計支援計画)■ 評価シート■ 貸付あっせん書

2. 施行状況把握の調査(主なもの)

- 支援状況調査(毎年/新規相談件数やプラン作成件数等)
 - ※令和2年度は新型コロナウイルスの影響で実施。システム抽出可能であり廃止予定。
- 事業実績調査(毎年/前年度の事業実績及び自立相談支援事業等の支援員配置状況、調査実施年度の実施状況等)
- 任意事業実施予定状況調査(毎年/翌年度以降の任意事業の実施予定等)

3. 統計システムで把握しているもの

- 自治体の支援状況(新規相談件数やプラン作成件数等)
- 自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数(見える化)
- 生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数(見える化)
- 就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合(KPI)
- 自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合(KPI)

帳票一覧

自立相談支援機関使用標準様式の帳票一覧と項目数

帳票名	選択式	自由記述	数字の入力
① 相談受付・申込票 (相談者が記入)	1項目	1項目	0項目
② インテーク・アセスメントシート	25項目	18項目	7項目
②-2 スクリーニング	9項目	1項目	0項目
③ 支援経過記録シート	2項目	4項目	0項目
④ プラン兼事業等利用申込書	12項目	13項目	7項目
④-2 プラン兼事業等利用申込書の追加項目	2項目	0項目	0項目
⑤ 評価シート	15項目	10項目	6項目

帳票「インテーク・アセスメントシート」1枚目

交付機関		インテーク・アセスメントシート						
ID	氏名	最終更新日	西暦 年 月 日					
サブ区分 フラグ	関連するID	過去の相談者ID (一番古いID)						
■相談経路・相談歴								
当初 相談経路	相談の きっかけ	相談者						
		面談の場所・方法						
		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族・知人 <input type="checkbox"/> 関係者 <input type="checkbox"/> 直接来所 <input type="checkbox"/> 電話・メール <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 関係先						
		<input type="checkbox"/> 自立相談支援機関がアウトリーチ						
		<input type="checkbox"/> 紹介(関係機関・関係者名: _____)						
		<input type="checkbox"/> 国、自治体、自立相談支援機関等の周知(ホームページ・広報・チラシ等)						
		<input type="checkbox"/> その他(_____)						
これまでの相談歴がある機関(本人や家族に過去にどこかの機関への相談経験があるかを確認)								
就労	医療	障害	高齢	子ども・人権	保護	生活・金銭・福祉	住居	その他
	<input type="checkbox"/> 医療機関 (<input type="checkbox"/> 医療機関の内、無料低額診療実施機関) <input type="checkbox"/> 行政の保健担当部署	<input type="checkbox"/> 行政の税担当部署 <input type="checkbox"/> 行政の保険・年金担当部署(年金事務所含む) <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 <input type="checkbox"/> 家計改善支援機関 <input type="checkbox"/> 食糧支援関係団体(フードバンク等) <input type="checkbox"/> 小口貸付(生活福祉資金除く) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(生活福祉資金) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(日常生活自立支援事業) <input type="checkbox"/> 成年後見人制度の支援機関 <input type="checkbox"/> 法テラス・弁護士・司法書士 <input type="checkbox"/> 消費生活センター・消費生活相談窓口・多量債務者相談窓口	<input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所	<input type="checkbox"/> 行政の子ども家庭担当部署 <input type="checkbox"/> 教育委員会 <input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・子ども園 <input type="checkbox"/> 小・中・高(特別支援含む)学校 <input type="checkbox"/> 大学等(高等専門学校、専修学校、各種学校含む) <input type="checkbox"/> その他教育機関 <input type="checkbox"/> 家庭児童相談室(福祉事務所) <input type="checkbox"/> 児童相談所・児童家庭支援センター <input type="checkbox"/> 児童福祉施設 <input type="checkbox"/> 地域子育て支援センター <input type="checkbox"/> その他子育て支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の人権担当部署 <input type="checkbox"/> 男女共同参画センター <input type="checkbox"/> 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	<input type="checkbox"/> 行政の住宅施策担当部署(居住支援協議会) <input type="checkbox"/> 居住支援法人 <input type="checkbox"/> 不動産・保証関係会社	<input type="checkbox"/> 他地域の生活困難者自立相談支援機関 <input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員 <input type="checkbox"/> 外国人支援団体・相談窓口 <input type="checkbox"/> ひきこもり支援機関 <input type="checkbox"/> NPO・ボランティア団体 <input type="checkbox"/> 商店街・商工会等経済団体 <input type="checkbox"/> 町内会・自治会、福祉委員、近隣住民 <input type="checkbox"/> ライフライン民間事業者(電気、ガス、水道) <input type="checkbox"/> 保健所(動物・ペットの多頭飼育等) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(資金、日常生活自立支援以外) <input type="checkbox"/> その他行政の担当部署 <input type="checkbox"/> 家族・親族・その他キーパーソン <input type="checkbox"/> その他1(_____) <input type="checkbox"/> その他2(_____)		

※ 相談者の基本情報(氏名・住所)等の入力には除く

※ 相談者が利用していない項目については、入力不要のため、全てを埋める必要があるわけではない。

主な帳票項目一覧

②-1 インテークアセスメントシート

■受付機関
■相談経路・相談歴
当初相談経路（3項目）
これまでの相談歴がある機関（9項目）
支援会議での検討の有無
生活困窮者自立支援制度の相談歴の有無
相談歴の概況／相談経緯
■本人の主訴・状況（生活歴を含む）
（1）家族・地域関係・住まい（8項目）
（2）健康・障害（5項目）
（3）収入・公的給付・債務等（8項目）
（4）職業・職歴等（4項目）
（5）その他特記事項
■緊急支援
緊急支援の必要性
緊急支援の内容（6項目）
■アセスメント結果の整理と支援方針の検討
課題と背景要因
課題のまとめと支援方針
相談者に関わる特性

②-2 スクリーニング

■スクリーニング
対応結果・方針
つなぎ先の機関（9項目）
特記事項
初回面談時の状態像（ステップアップ率）（3項目）
対応重要度
生活保護へのつなぎ後の状況（2項目）
■相談者の就労に関して（プラン作成対象者は不要）

③ 支援経過記録シート

■方法
■対応相手先
■関与した関係機関・関係者等
■対応内容記録
■詳細記録
■支援員コメント

④ プラン兼事業等利用申込書

■プラン作成回数
■解決したい課題
■目標（目指す姿）
長期目標
本プランにおける達成目標
■プラン
実施すること
備考（関係機関・期間・頻度など）
法に基づく事業等（該当時○）
■法に基づく事業等
1 住居確保給付金（2項目）
2 一時生活支援事業（2項目）
3 家計改善支援事業（2項目）
4 就労準備支援事業（2項目）
5 認定就労訓練事業（2項目）
■その他関連する事業等（貸付・生保就労）
生活福祉資金等による貸付
生活保護受給者等就労自立促進事業
■プランの期間と次回モニタリング(予定) 時期
プラン期間
次回モニタリング時期
■支援調整会議・支援決定
支援調整会議開催日
支援決定・確認

④-2 プラン兼事業等利用申込書の追加項目

■一般就労達成の目標設定（あり・なし）
■プランの実施に係る関係機関・関係者（9項目）

⑤ 評価シート

■目標の達成状況
目標の達成状況
見られた変化（2項目）
■相談者に関わる課題と特性への対応状況
初回
支援中
評価時
■現状の状況と残された課題
■評価日現在の状態像（ステップアップ率）（3項目）
■法に基づく事業等の利用実績等
1 住居確保給付金（3項目）
2 一時生活支援事業（3項目）
3 家計改善支援事業（3項目）
4 就労準備支援事業（3項目）
5 認定就労訓練事業（3項目）
■プランの終結・継続に関する本人希望
本人の希望
スタッフの意見
■支援調整会議における評価実施
プラン評価
終結後の対応/再プラン時の留意点
■終結時のつなぎ先（9項目）
■特記事項
■生活保護へのつなぎの状況

システムでは把握できない帳票項目

(1) 選択式で取れていない項目

	帳票名	項目（選択肢）
1	相談受付・申込票	ご相談内容
2	インテーク・アセスメントシート	資格・技術 （自動車免除・その他資格・技術）
3	スクリーニング	対応重要度 （A.B.C.D）
4	プラン兼事業等利用申込書	住居確保給付金・一時生活支援事業 （申込中・既に利用・申込予定）
5	支援経過記録シート	対応相手先 （本人・家族・関係機関・その他）
6	評価	プラン評価 終結を選択した場合 （他機関のつなぎあり・なし）

(2) 自由記述・数字の入力で取れていない項目

	帳票名	項目（具体的内容）
1	相談受付・申込票	ご相談されたいことや配慮を希望されること
2	インテーク・アセスメントシート	相談歴の概況／相談経緯 （誰が、どこに、どのような相談をしたか、その結果がどうであったか等）
3		家族の状況（子どものことを含む）
4		地域との関係
5		家族・地域関係・住まいの特記事項
6		健康・障害の特記事項
7		家計の収支状況（世帯として）月々入ってくるお金、でていくお金（月額）
8		家計状況
9		生活保護
10		収入・公的給付・債務等の特記事項
11		希望職種
12		現在の職業（職業・業務内容・雇用形態・勤務年数・月収・賞与の有無）等
13		過去の職歴（勤務期間・雇用形態・月収・職業・業務内容）
14		職業・職歴等の特記事項
15		緊急支援の具体的な申込日・給付（貸付）期間・金額など
16		その他緊急支援の実施状況
17		課題と背景要因
18		課題のまとめと支援方針
19		スクリーニング
20	プラン兼事業等利用申込書	解決したい課題
21		目標（長期目標・本プランにおける達成目標）
22		プラン（実施すること、期間・頻度など）
23		法に基づく事業等の備考欄
24	貸付・生保受給者等の就労自立促進事業の備考欄	
25	支援経過記録シート	関与した関係機関・関係者等
26		対応内容記録
27		詳細記録（聞き取り事項・確認した事業・対応状況等）
28		支援員コメント
29	評価シート	目標の達成状況
30		現状の状況と残された課題
31		法に基づく事業等の利用効果、継続利用の可能性等
32		プランの終結・継続に関するスタッフ意見
33		終結後の対応/再プラン時の留意点
34		終結時つなぎの特記事項（関係機関名など）

『自立相談支援機関使用標準様式(帳票類)』の前の見直しについて

- 自立相談支援機関使用標準様式(帳票類)については、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」(平成27年3月6日付社援地発0306第1号)で規定されており、平成27年4月の制度開始から自立相談支援事業において使用されている。
- 標準様式のシステム化(H29.4)により、新規相談受付件数等の集計が可能となっているが、平成30年の法改正の国会審議における指摘や「新経済・財政再生計画改革工程表2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議決定)において見直されたKPI指標等において、新たに把握すべき項目等が生じたため、標準様式の改定及びシステム改修を実施した(R2.4~)。

改正法の国会審議における指摘への対応

指摘内容

- ①「45万人相談者のプロフィールが記録され、分析されているのか」
- ②「就職したら終わりなのか、定着はどうか、また窓口に戻ってきているかもしれない、就労後のフォローも含めて対応いただきたい」
- ③「5万人を生活保護につないでいるが、その後どうなったか分からないのは問題ではないか」

対応

- ①相談経路の機関のリスト化
- ①相談歴の機関のリスト化
- ①スクリーニング時のつなぎ先をリスト化
- ②過去の困窮相談の有無を確認
- ③生活保護へのつなぎ後の確認項目を新設

新改革工程表におけるKPI指標等への対応

見直しのあったKPI指標

「自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者」の新設
※「継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率」から変更

対応

- ・評価シートの「見られた変化」をKPI指標として活用することとし、あわせて選択項目を整理
- ・「見られた変化」の補完指標として、①、②の評価を実施(※非KPI指標)
 - ①アセスメント時の課題のプラン評価時点での改善状況を把握
 - ②事象だけではとらえづらい「自立意欲」「自己肯定感」「社会参加」について、ステップアップ率評価指標を標準様式に追加(※初回とプラン評価時点のみ)

その他事務の効率化等への対応

対応

- ・元号改正(西暦に統一)
- ・新規相談の受付機関の区分を新設
- ・支援会議での検討有無の新設
- ・緊急支援の項目追加
- ・プラン作成者以外の就労・増収者確認欄を新設
- ・終結時のつなぎ先をリスト化
- ・支援ケース一覧の対象者抽出項目の追加

等

令和元年度中に標準様式の改定及び生活困窮者自立支援システムの改修を実施

令和2年度から改定後の標準様式による自立相談支援事業の実施

生活困窮者自立支援統計システムについて

概要

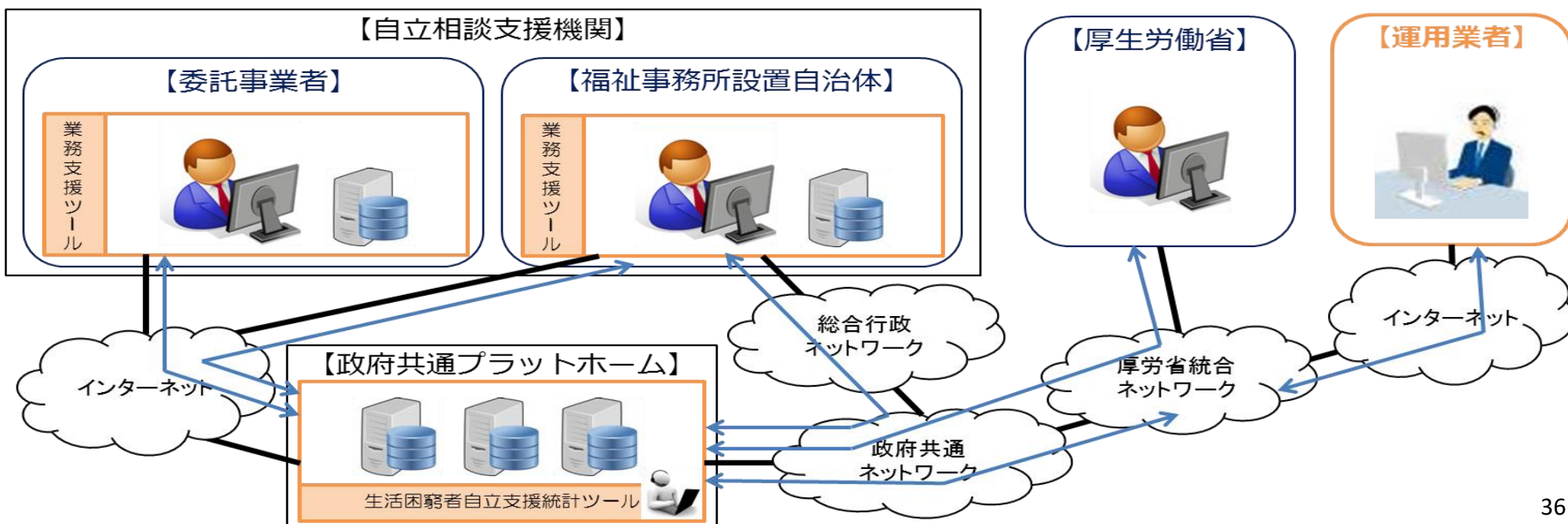
「生活困窮者自立支援統計システム」については、相談者の属性や支援課題等の統計データの整備による生活困窮者支援の強化に向けて、新型コロナウイルス感染症の影響により新たに顕在化した多様な支援ニーズ等にも対応できるよう、必要な改修を行う。（令和3年度補正予算）

改修内容（予定）

予定している主な改修項目は以下のとおり。

- 支援対象者の属性の詳細な把握（年度累計の抽出）
- 検索機能の充実（フリーワード検索等）
- 自動保存の設定変更（タイムアウト時間の延長）
- その他自治体要望を踏まえた利便性向上のための改修
- 現行生じている不具合事象改善のための改修

<生活困窮者自立支援統計システム構成図>



生活困窮者自立支援制度におけるKPIの見直しについて

- 生活困窮者自立支援制度においては、「経済・財政再生計画改革 工程表」（平成28年12月21日 経済財政諮問会議決定。平成29年12月21日改定。）を踏まえ、2018年度までのK P I（成果指標）を策定していたが、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、「改革工程表の全44項目を着実に推進」とされたことを受け、平成30年末にK P Iの見直しを実施。「新経済・財政再生計画改革工程表2018」（平成30年12月20日経済財政諮問会議決定）で、新たに2021年度までのK P Iが策定された。

平成30年の見直し等

□ 福祉事務所設置自治体による就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率 ※新設

・法改正事項であり、就労準備支援事業と家計改善支援事業の実施を努力義務化。

2022年度の完全実施を目指しており、見える化指標として新たに設定。

□ 自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者 ※「継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率」から変更

・現評価項目「自立意欲等」「経済的困窮」「就労」以外の「住まいの確保」、「生活習慣の改善」といった変化も評価項目として適当。

⇒評価シートの「見られた変化」を活用することで、プラン評価者全員のデータ把握が可能（算定式：『評価シートの「見られた変化」に該当がある者／評価者の総数』）

□ 自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数

・施行後3年間の実績が年間22-23万件で推移。現行の目標値40万人については、福祉事務所来所者のうち、保護受給に至らなかった者の推計値であり、本件数は景気等に大きく影響受けることから、目標値を見直し。法改正事項である自立相談支援事業への利用勧奨の努力義務の創設等による相談者の増を踏まえ、3年後の25万件を目指す。

□ その他の項目

・引き続き、現目標値又は見える化指標として設定。

見直し後のK P I

➤ 「新経済・財政再生計画改革工程表2018」（平成30年12月20日経済財政諮問会議決定）

○再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進（㊸生活困窮者自立支援制度の着実な推進）

KPI項目	旧KPI(～2018年度)	現KPI(～2021年度)
福祉事務所設置自治体による就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率 ※新規	【 - 】	【見える化】
自立生活のためのプラン作成件数	【2018年度までに新規相談件数の50%】	【毎年度年間新規相談件数の50%】
自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数	【2018年度までにプラン作成件数の60%】	【毎年度プラン作成件数の60%】
自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数	【2018年度までに40万件】	【2021年度までに25万件】
自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ（連絡・調整や同行等）件数	【見える化】	【見える化】
任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施率	【見える化】	【見える化】
生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数	【見える化】	【見える化】
就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合	【2018年度までに75%】	【毎年度75%】
自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合 ※「継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率」から変更	【2018年度までに90%】	【2021年度までに90%】

プラン作成対象者における変化（新KPI）

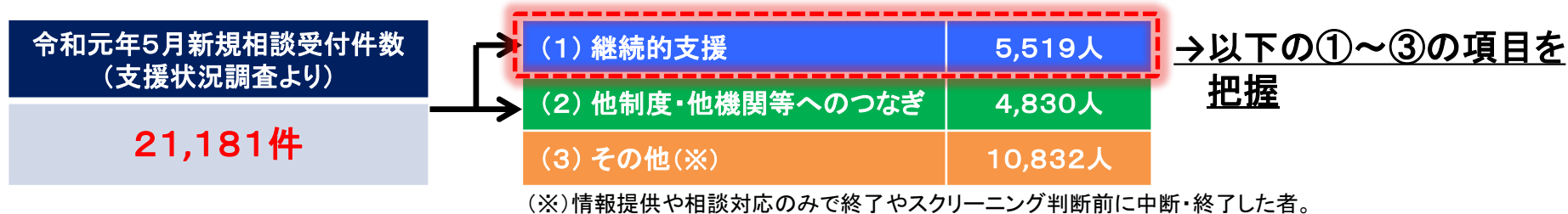
- 「一般就労開始（継続的就労）」、「自立意欲の向上・改善」については、2割以上の対象者に変化が見られた。一方、「この間に変化はみられなかった」は0.1%であり、ほとんどのプラン作成対象者においては、何らかの変化が生じていることがわかる。

見られた変化（2020年4月～2021年1月）



「新たな評価指標」による実態把握 (旧KPI・現在はシステムに移行)

- 「新たな評価指標」は、生活困窮者自立支援制度を通じた生活困窮者の自立支援の効果を把握・見える化するため、スクリーニングにより(1)本制度において継続的に支援(プラン作成予定を含む)、(2)他機関・制度につなぎ、となった対象者について、(1)については、当初の状態像からその後の継続的支援を通じた状態像の変化、(2)については、つなぎ先となった機関・制度を調査するもの。
- 情報提供や相談対応のみで終了やスクリーニング判断前に中断・終了した場合は、本調査の対象外としている。



① 意欲・関係性・参加に関する状況

	初回	第2回
「自立意欲」 1 就労・家事・遊び、趣味、身の回りのこと等に対して意欲が持てない。 2 遊び、趣味等の好きなことに対しては意欲がある。 3 2に加え、就労やボランティア活動など社会参加に関心がある。 4 就労やボランティア活動などを探している。または既に行っている。		
「自己肯定感」 1 自分のことを否定し受け入れられない。 2 自分のことを否定的に話すことが多く、限られた家族・支援者からしか認められていないと感じている。 3 しばしば自分のことを否定的に話す、自分の良い点を挙げるができる。 4 自分のことを否定的に話すことはなく、肯定的に受け止めている。		
「対人関係」 1 相手の話を聞くことができない。 2 一対一の関係において、相手の話を聞くことができる。 3 一対一の関係において、相手に配慮した発言や行動ができる。 4 集団において、相手に配慮した発言や行動ができる。		
「社会参加」 1 社会・家族との接点を持たず、外出もままならない。 2 限られた家族・支援者との関わりがある。 3 家族・支援者以外にも含め、仕事・ボランティア・趣味等で、月1回から数回程度、会う人と場がある。 4 仕事・ボランティア・趣味等で、週に数回又は毎日定期的に会う人と場がある。		
(合計)	0	0

② 経済的困窮の改善に関する状況

- 借金や滞納があり、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にない
- 家計管理がうまくいかず、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にない
- 貯蓄まではできないが、本人の必要に応じた生活が送れる経済状況にはある
- 本人の必要に応じた生活が送れる経済状況で、貯蓄もできる

初回	第2回

③ 就労に関する状況

- 就労のために本人、周囲、環境の準備が必要である
- 1の準備は概ね整っているが、支援付きの柔軟な働き方が必要である
- 1の準備が概ね整い、一般就労に向けて活動中
- 一般就労した・している(定着期間中・増収に向けて活動中)
- 定着・増収を実現し、就労自立した

初回	第2回

重層的支援体制整備事業におけるつながり指標の考え方

第2回生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会(令和4年1月24日)資料再掲

- つながり指標は、「意欲」「自己肯定感」「対人関係」「社会参加」「相談」の5つの視点を設けたものである。
 - つながり指標の設定の目的は、次の2つである。
 - ① つながり指標を通じて、「**つながり続ける支援（伴走型支援）**」がどのような状態の人に対して、どの位の期間や回数実施されているのかを把握する（※）。
 - ② また、つながり指標を通じて、**本人の状況と支援の状況を理解し、支援員の支援の向上と振り返りを行うためのツールとして活用**する。
 - 加えて、つながり指標を用いることで、以下についても把握が可能となる。
 - ・ 支援者側の日々の業務負担やケースごとの支援の難しさを把握すること
 - ・ 主たる支援者が交替等しても継続的につながり評価を行うことで、重層的支援体制整備事業の実施による「市町村全体の体制」への成果を明らかにすること
- ※ 項目としては、生活困窮者自立支援制度の旧K P Iである「ステップアップ率」と重複するが、支援の終結時に最も良い状態と考えられる「4」になることを目指すものではなく、行きつ戻りつする本人の状態に寄り添いながら、つながり続ける支援者の取組を評価するものと位置づけている。

意欲	1 就労や生活全般（家事、遊び、趣味、身の回りのこと）等に対して意欲が持てない。
	2 遊び、趣味等の好きなことに対しては意欲がある。
	3 2に加え、就労やボランティア活動等の社会参加に関心がある。
	4 就労やボランティア活動等の社会参加を行おうとしている。または既に行っている。

社会参加	1 社会との接点を持たず、外出もままならない。
	2 限られた身近な人(家族や友人等)や支援者との関わりがある。
	3 身近な人（家族や友人等)や支援者以外にも、仕事・学校・地域活動・趣味・遊び等で、月1回から数回程度、会う人と場がある。
	4 仕事、学校、地域活動、趣味、遊び等で、週に数回又は毎日定期的に会う人と場がある。

自己肯定感	1 自分のことを否定し受け入れられない。
	2 自分のことを否定的に話すことが多く、限られた身近な人等からしか認められていないと感じている。
	3 しばしば自分のことを否定的に話すか、自分の良い点を挙げるができる。
	4 自分のことを肯定的に受け止めている。

相談	1 困った時に相談できる人や支援機関が1つもない。
	2 困った時に相談できる人や支援機関が1つ又は複数あるが、いずれも信頼して相談できる関係ではない。
	3 困った時に相談できる人や支援機関が1つ又は複数あり、そのうちの1つと信頼して相談できる関係にある。
	4 困った時に相談できる人や支援機関が複数あり、そのうちの複数と信頼して相談できる関係にある。

対人関係	1 一対一の関係で、相手の話を聞くことができない。
	2 一対一の関係において、相手の話を聞くことができる。
	3 一対一の関係において、相手に配慮した発言や行動ができる。
	4 集団において、相手に配慮した発言や行動ができる。

4. 身寄り問題について

【データに関する留意事項】

※ 平成30年度社会福祉推進事業「身寄りのない生活困窮者に対する支援手法に関する調査研究事業（特定非営利活動法人つながる鹿児島）」アンケート調査及びインタビュー調査結果のうち自立相談支援機関に関するものを元に作成。

（アンケート調査）

- ・ 調査対象：生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関（全国）1,314か所
- ・ 回収率：50.0%

【調査における言葉の定義】

- ・ 『身寄り』のない人：家族・親族がおらず、または、いても交流がない、遠方にいる、関係性の問題等のため、家族・親族からの支援が受けられない方。
- ・ 連帯保証：「連帯保証」「身元引受」「身元保証」等を区別せず、すべて「連帯保証」とし、「連帯保証人」「身元引受人」「身元保証人」等を区別せず、すべて「連帯保証人」とする。

主な意見

論点整理検討会における主な意見について

- 住宅問題には、保証人がいない、緊急連絡先がない、死後事務をする人がいないなどの身寄り問題がある。法整備を含め見直しが必要。（生水構成員）
- 保証人問題、死後事務委任については法整備を含め見直しが必要。（生水構成員）

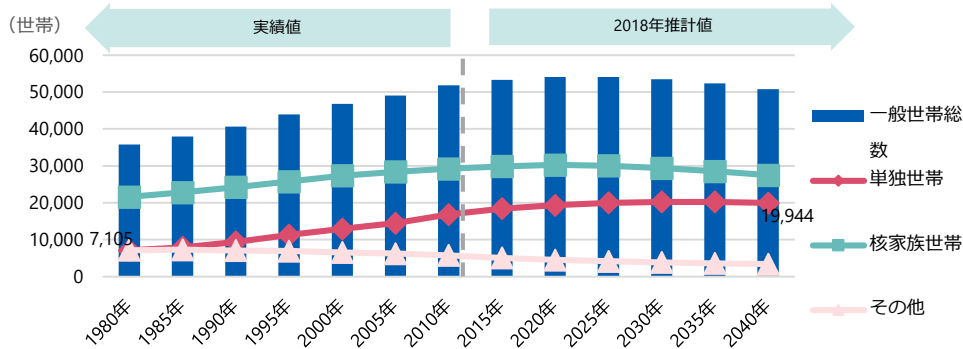
ワーキンググループにおける主な意見について

- 家族を頼れない若者や、身寄りのない高齢者への支援に当たっては、家族に代わる公的な後ろ盾を用意する必要（家族機能の社会化）。ただし、家族は支援の阻害要因になっている場合もあるので、暖かな家族のイメージを社会化するのではなく、家族が持つ「機能」（賃貸物件における身元保証など）を社会化することが重要。（朝比奈構成員、名嘉構成員、藤森構成員）
- 民間団体による身元保証のサービスがあっても信頼性の問題や、低所得者はなかなか利用できないので、公的機関が関与していく必要がある。また信頼性の担保にも課題がある。（藤森構成員）

世帯構成の推移と見通し

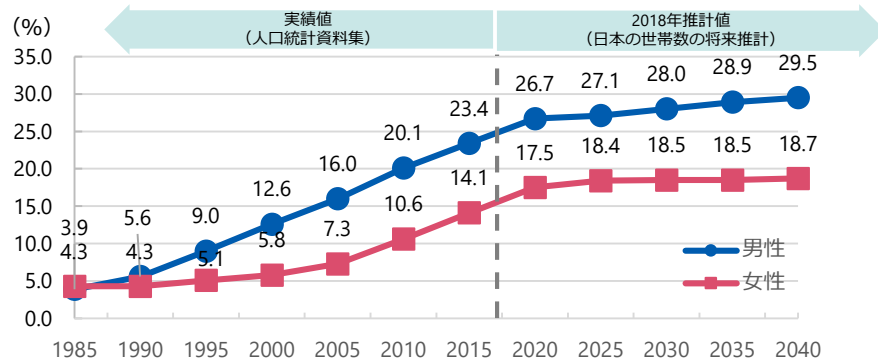
- 単独世帯は1980年以降増加傾向にあり、今後も増加することが見込まれている。
- また、未婚率の上昇に伴い、65歳以上の一人暮らし高齢者の割合も増加傾向にあり、今後も増加することが予想される。

家族類型別世帯数の推移



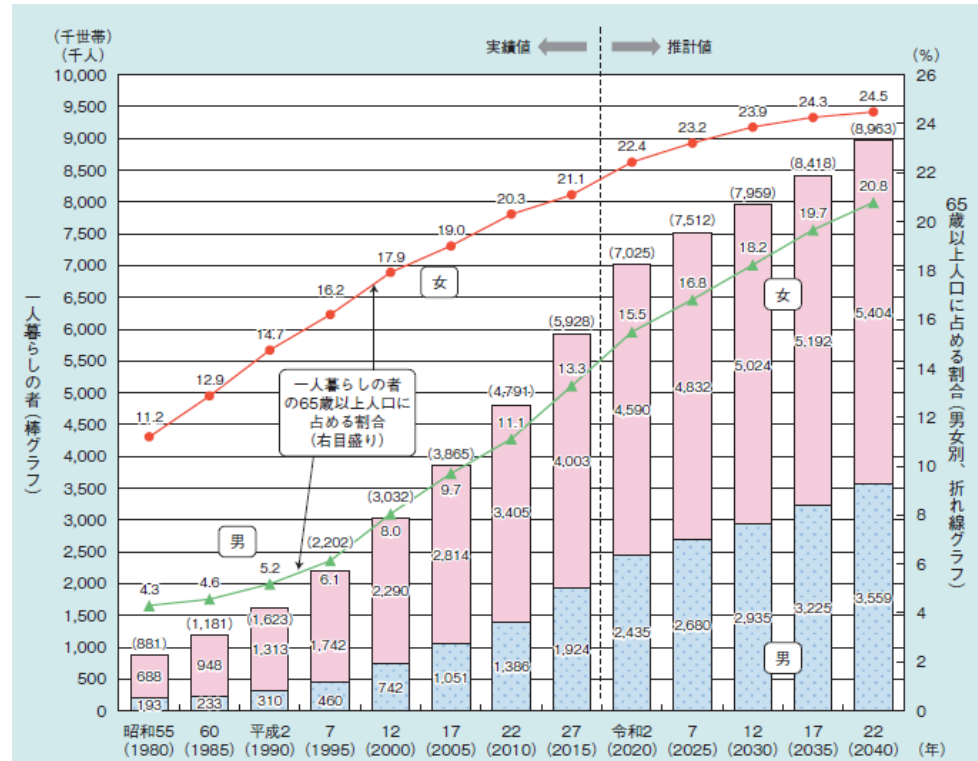
(出典) 日本の世帯数の将来推計 (全国推計) 2018年推計 (国立社会保障人口問題研究所)
 注1) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない
 注2) 2015年は家族類型不詳を案分した世帯数
 注3) 2010年の総数には家族類型不詳を含め、割合の分母には不詳を含まない。

50歳時の未婚割合の推移と将来推計



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計 (全国推計) (2018年1月推計)」、「人口統計資料集 (2018年版)」
 注) 50歳時の未婚割合は、50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合であり、2015年までは「人口統計資料集 (2018年版)」、2020年以降は「日本の世帯数の将来推計」より、45~49歳の未婚率と50~54歳の未婚率の平均。

65歳以上の一人暮らし高齢者の動向



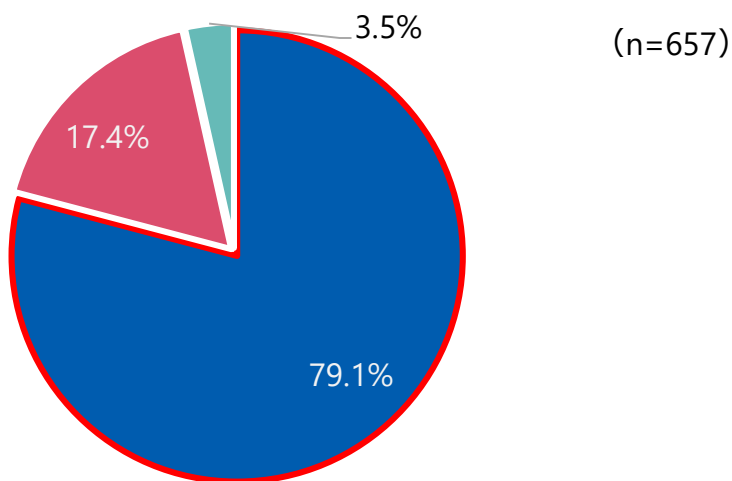
資料: 平成27年までは総務省「国勢調査」による人数、令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計 (全国推計) 2018 (平成30年推計)」による世帯数
 (注1) 「一人暮らし」とは、上記の調査・推計における「単独世帯」又は「一般世帯 (1人)」のことを指す。
 (注2) 棒グラフ上の () 内は65歳以上の一人暮らしの者の男女計
 (注3) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

(出典) 内閣府「令和3年版高齢社会白書」より

自立相談支援機関における身寄りのない人からの相談の受付状況

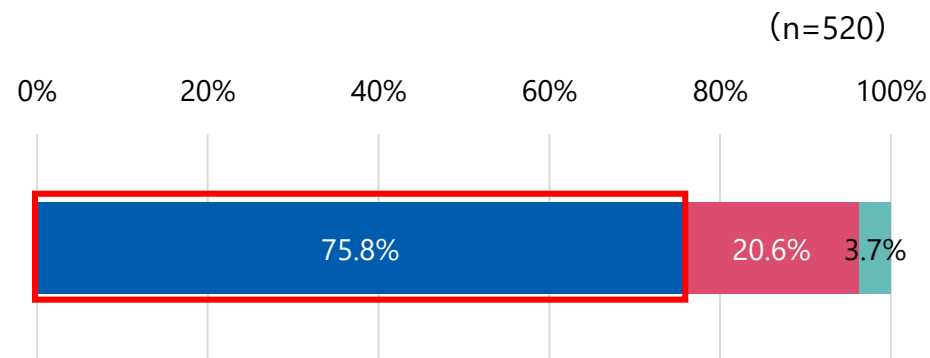
- 平成29年度に受けた新規相談の中に、身寄りのない人からの相談または身寄りのない人に関する相談があったかどうかについて、約8割が「あった」と回答。
- また、身寄りがないことが理由で支援が困難な事例があったかどうかについても、約8割が「あった」と回答。

身寄りのない人からの相談の有無



- 『身寄り』のない人からの相談、『身寄り』のない人に関する相談はあった
- 『身寄り』のない人からの相談、『身寄り』のない人に関する相談はなかった
- 無回答

身寄りがないことが理由で支援が困難な事例の有無



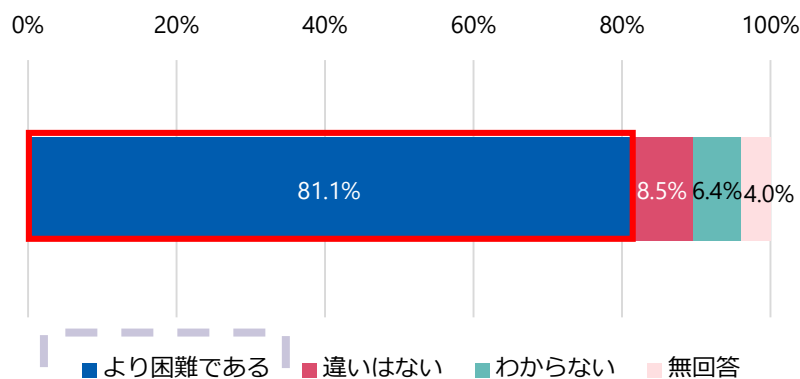
- 『身寄り』がないことが理由で支援が困難な事例があった
- 『身寄り』がないことが理由で支援が困難な事例がなかった
- 無回答

自立相談支援機関における 身寄りのない人への相談対応や支援の困難さ

- 8割以上の自立相談支援機関が、身寄りのない人への相談対応や支援の実施は、そうでない方の相談対応や支援の実施に比べて「より困難である」と回答。
- 困難の内容を見ると「保証人等の確保」「契約・同意等意思決定」「金銭管理」「死後対応」の順に多い。

相談対応や支援の実施の困難さ

(n = 657)



※身寄りのない方への相談対応や支援の実施が、そうでない方の相談対応や支援の実施に比べて、「より困難である」と回答があったものについて、困難の内容を質問

困難の内容

(複数回答, n=533)

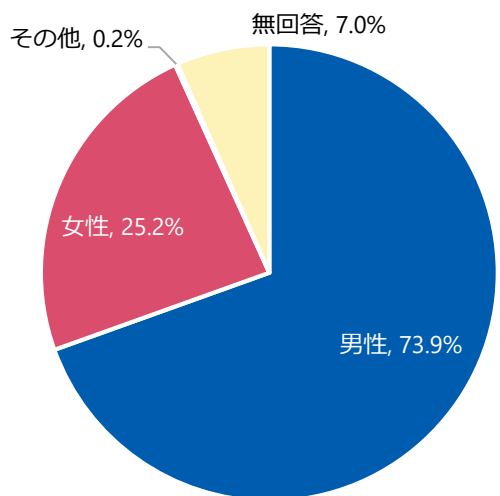
困難の内容	%
保証人等の確保に関する困難 (賃貸借契約時、施設・病院入退去時、就職時等。 緊急連絡先を含む。)	94.0%
契約・同意等、意思決定に関する困難 (医療同意、契約の締結、転居・入所等支援)	69.8%
金銭管理に関する困難	58.2%
死後対応に関する困難	48.8%
人や地域との関係性に関する困難 (家族関係、その他人間関係等)	45.6%
就労に関する困難 (就職・就労の継続等)	36.6%
その他	3.9%
全体	100.0%

自立相談支援機関における 身寄りのない人への支援ケース（相談者の属性①）

- 自立相談支援機関における身寄りのない人への支援ケースについて、相談者の性別をみると、男性が73.9%、女性が25.2%となっている。
- 相談者を年代別にみると、年代が高くなるにつれて割合が大きくなっている。一方、30代以下が13.2%を占めており、若年層においても身寄りに関する課題があることが分かる。

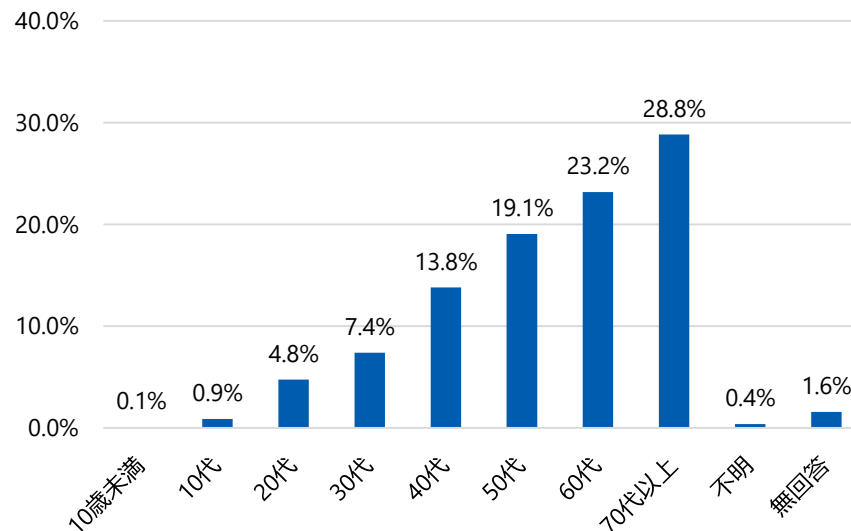
① 性別

(n=1259)



② 年代別

(n=1259)



※自立相談支援機関に対して、身寄りのない人に対する支援事例であり、かつ支援が困難であったケースについて、直近の相談事例から遡って最大3ケースについて質問、回答のあった1259事例（548機関）を集計。

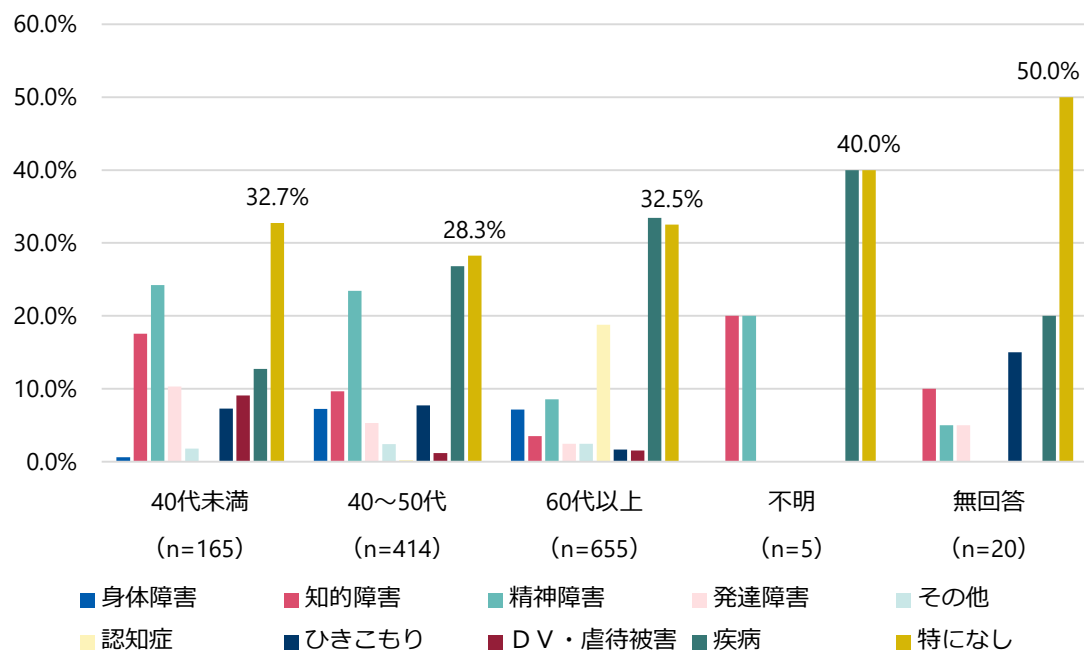
※平成30年度社会福祉推進事業「身寄りのない生活困窮者に対する支援手法に関する調査研究事業（特定非営利活動法人つながる鹿児島）」

自立相談支援機関における 身寄りのない人への支援ケース（相談者の属性②）

- 本人の状態をみると、50代以下では「特になし」が最も多いが、60代以上では「疾病」が最も多い。40代未満、40～50代未満、60代以上のどの年代でも「特になし」の回答は約3割に留まっていることから、多くの相談者が障害等の課題を抱えていることがわかる。
- 相談者の身寄りの状況についてみると、「家族・親族がいない」「家族・親族が遠方におり、かかわりが困難」「その他、本人と家族・親族との関係性の問題がある」が多い。

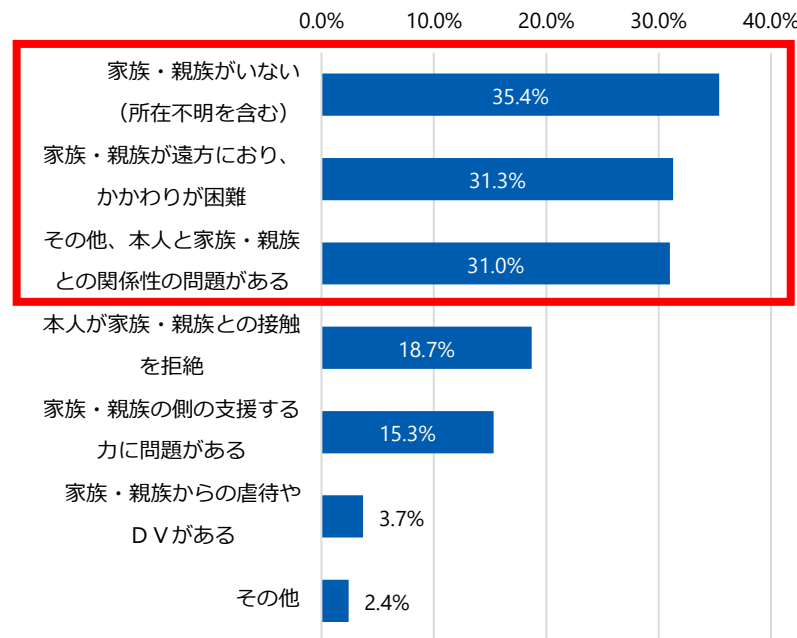
③ 相談者本人の状態

(複数回答)



④ 相談者の身寄りの状況

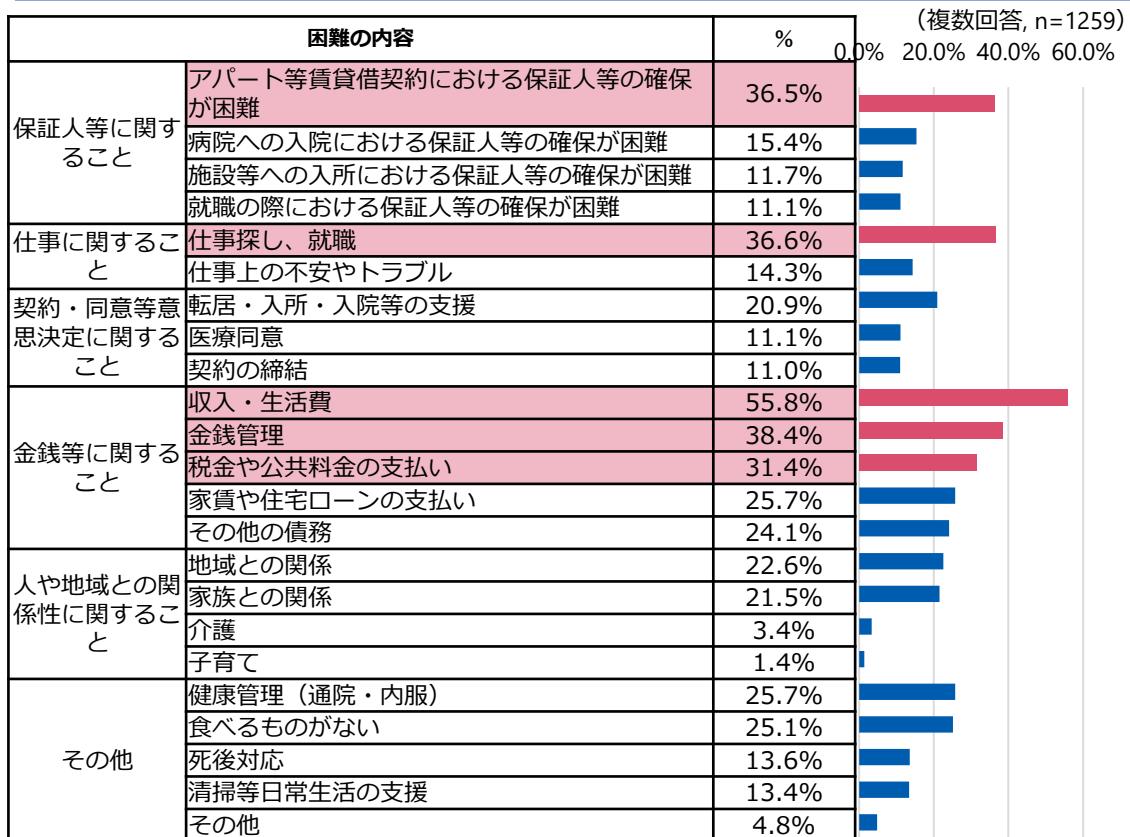
(複数回答, n=1259)



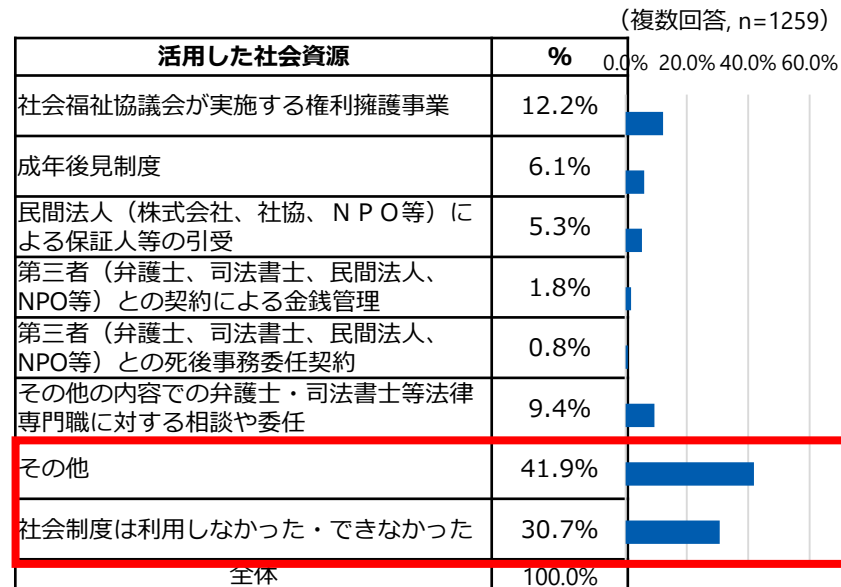
自立相談支援機関における 身寄りのない人の相談や支援における困難の内容、活用した社会資源

- 相談や支援における具体的な困難事例としては、「収入・生活費」が特に多い。「アパート等賃借契約における保証人等の確保」「仕事探し、就職」「金銭管理」「税金や公共料金の支払い」も3割を超えている。
- 活用した社会資源については、社会福祉協議会が実施する権利擁護事業、成年後見制度のほか、その他（生活保護／食糧支援・フードバンク／生活福祉資金貸付制度など）の回答が多い。一方で、「社会制度を利用しなかった・できなかった」の割合も高い。

相談や支援における困難の内容



活用した社会資源



- その他の詳細:
- 生活保護・・・134件
 - 食糧支援・フードバンク・・・55件
 - 生活福祉資金貸付制度・・・55件
 - 地域包括支援センター・・・26件
 - 一時生活支援・・・25件
 - 就労支援・・・25件 等

※自立相談支援機関に対して、身寄りのない人に対する支援事例であり、かつ支援が困難であったケースについて、直近の相談事例から遡って最大3ケースについて質問、回答のあった1259事例（548機関）を集計。

※平成30年度社会福祉推進事業「身寄りのない生活困窮者に対する支援手法に関する調査研究事業（特定非営利活動法人つながる鹿児島）

主な困難の内容についての具体的な課題と対応の例

- 身寄りのない人の相談や支援において困難を感じる内容のうち、回答が多かった「保証人等の確保」「契約・同意等」「金銭管理」「死後対応」の4つの場面ごとに、具体的な課題と対応の例を整理。

場面	具体的な課題の例	対応の例（制度活用を含む）
連帯保証 (住宅／就労／その他)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸借契約時、施設入所時及び病院入院時、就職時に保証人を求められるが確保が困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居住支援法人との連携による支援（家賃債務保証等）。 ○ 賃貸借契約、就職時等の様々な場面で身元保証人確保対策事業の利用。 （同事業は児童養護施設等への入所等措置を解除された者が対象） ⇒ 身元保証に関する公的な制度はあるが、対象者が限られる。 ○ 自立相談支援機関が、相談者からの求めにより緊急連絡先となる場合がある。 ⇒ 経済的な負担が発生する各種保証については難しい面がある。
契約・同意等 (入院／入所／その他重大な契約)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援者等が医療機関から医療同意に関する署名を求められる。 ・ 入院計画書、入院中必要な物品の準備、入院費等の支払い、退院時手続き時の課題。 ・ 各種契約締結時の課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一部の事務は、法定後見制度や日常生活自立支援事業で対応。 ⇒ 対象者が判断能力が不十分な者に限られる。 ⇒ 医療同意について、本人の一身専属性が強いものであり、第三者として同意することはできないため、署名を求められても対応が難しい面がある。
金銭管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金銭管理が難しく本人が支払い可能な金額がわからない。 ・ 預貯金はあるが、通販等で大量に商品を購入するなど消費者被害の疑いがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家計相談支援員（家計改善支援事業）が介入し、家計の見える化や支援を実施。 ⇒ 金銭管理については、本人の権利に直結することから慎重な対応が求められる。 ○ 関連制度につなぐ。（消費生活センターや、判断能力が不十分な者については日常生活自立支援事業や法定後見制度で対応。）
死後対応 (財産処分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財産管理人の申立てを行うが、手続きが煩雑であり、費用の支払いも困難。本人の財産が申立て費用に不足。 ・ 本人の財産処分に苦慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居住支援法人による死亡・退去時の支援により対応。 ○ 賃貸借契約時の残置物処理モデル条項^(注)に沿って対応。 ○ 自治体等の独自事業による支援の例もある。（横須賀市：エンディングプラン・サポート事業／終活登録伝達事業、東京都防災・建築まちづくりセンター：あんしん居住制度（火葬、貴重品を除く残存家財の片付け）） ⇒ 利用にあたり、費用が必要な場合もある。 ○ 各自治体の墓地埋葬法・行旅病人及行旅死亡人取扱法担当につなぐ等。
(遺留金品)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 残された金品を勝手に処分できない。 	
(埋葬)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体の引き取り手がない。 	

(注) 令和3年6月に、国土交通省及び法務省において、賃借人と受任者との間で締結する賃貸借契約の解除及び残置物の処理を内容とした死後事務委任契約等に係る「残置物の処理等に関するモデル契約条項」を策定。
 ※平成30年度社会福祉推進事業「身寄りのない生活困窮者に対する支援手法に関する調査研究事業（特定非営利活動法人つながる鹿児島）」、「日常生活自立支援事業推進マニュアル（2020）」、「成年後見制度ニュースレター第16号（2019）」、を元に記載。
 ※上記のほか、医療同意についてはACP（Advance Care Planning）将来の意思決定能力の低下に備えて、患者や家族等とケア全体の目標や具体的な治療・療養について話し合うプロセスの推奨、保証人等の確保については家賃債務保証業者などの利用、死後対応については、第三者（弁護士、司法書士、民間法人、NPO等）との死後事務委任契約などを利用するケースも見られる。

參考資料

【共通科目】 人材養成研修カリキュラム

○主任相談支援員、相談支援員、就労支援員・就労準備支援事業従事者を対象とした研修（2時間程度）。

研修名	対象者	カリキュラム（令和3年度）	ねらい
共通科目 （2時間）	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員（自立相談支援事業）、就労準備支援事業従事者	オンデマンド配信 <ul style="list-style-type: none"> ・制度の概要と目標、基本理念（約0.9時間） ・支援者に求められる倫理と基本姿勢（約0.2時間） ・生活困窮者支援を通じた地域づくり（約0.2時間） ・相談支援の視点（約0.2時間） ・就労支援がめざすもの（約0.1時間） ・職員の育成とよりよい職場づくり（約0.1時間） ・実践者から～コロナ禍における相談支援の意義と支援者へのメッセージ（約0.3時間） 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者の自立促進 ○自立支援計画の策定、支援の提供 ○地域の関係機関ネットワーク構築 ○社会資源の活用・開発 ○支援技術の習得 ○支援者の資質の確保、向上

【前期研修①】 人材養成研修カリキュラム（主任相談支援員／相談支援員）

○主任相談支援員、相談支援員を対象とした研修はそれぞれ2.5日間（17.5時間～18時間）。

研修名	対象者	カリキュラム（令和3年度）	ねらい
主任相談支援員養成研修 （17.5時間）	主任相談支援員（自立相談支援事業）	<p>オンデマンド配信</p> <ul style="list-style-type: none"> 主任相談支援員に求められる役割と機能（約0.5時間） 個別支援と地域づくりの一体的な展開（約2時間） 支援対象者への理解とスーパービジョン（約2時間） 職員の資質向上と職場（組織）づくり（約1時間） 伴走型支援の理念（約0.5時間） <p>『包括的支援体制の整備に係る現場での実践に求められる対人援助のアプローチとしての伴走型支援に関する調査研究事業』（令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業）成果物</p> <p>ライブ配信</p> <ul style="list-style-type: none"> 主任相談支援員に求められる役割と機能（講義・演習2時間） 包括的支援体制の構築と生活困窮者自立支援制度（講義0.5時間） 個を支える地域づくり（演習2時間30分） これから求められる地域づくりと主任相談支援員への期待（講義0.5時間） 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関協働・連携 ○社会資源・地域ネットワークづくり ○アウトリーチを通しての地域連携
相談支援員養成研修 （17.5時間）	相談支援員（自立相談支援事業）	<p>オンデマンド配信</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談支援員の役割と個別支援の基本（約1時間） 生活困窮者支援に役立ついろいろな支援メニュー（約1時間） ギャンブル依存症の理解と相談支援の視点（約1時間） ヤングケアラーの理解と相談支援の視点（約1時間） つながりにくい相談者への支援（約1時間） <p>ライブ配信</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談支援員の役割と個別支援の基本（講義・演習6時間） 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会資源連携 ○アウトリーチ支援 ○他制度連携

【前期研修②】 人材養成研修カリキュラム（就労支援員・就労準備支援事業従事者）

○就労支援員・就労準備支援事業従事者を対象とした研修は2.5日間（17.5時間～18時間）。

研修名	対象者	カリキュラム（令和3年度）	ねらい
就労支援員・就労準備支援事業従事者養成研修（17.5時間）	就労支援員（自立相談支援事業）、就労準備支援事業従事者	<p>オンデマンド配信</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援制度における就労支援について（約0.5時間） 就労支援員・就労準備支援事業従事者に求められる役割～よりよい支援関係の構築にむけて～（約0.5時間） 就労支援の実際～企業との関係づくり～（約0.7時間） 就労支援を通じた地域づくりについて（約0.5時間） 就労支援の考え方と実施方法（約1.3時間） アウトリーチの手法や重要性（約0.5時間） 就労支援における多様なメニューづくり（約0.5時間） コロナ禍での就労支援について（約1時間） <p>ライブ配信</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労支援員・就労準備支援事業従事者に求められる役割（講義0.5時間） 研修実施について（意識すること）参加方法の説明（Zoomを活用した研修について 0.5時間） 就労支援における多様なメニューづくり（講義 0.5時間） 就労支援における企業等との関係づくり（講義 0.7時間） メニューづくりで困っていること、うまくいったことは何でしょうか（対話 1.5時間） 就労支援・就労準備支援の企業等との取り組みについて困っていること、うまくいっていることは何でしょうか（対話 1.3時間） 研修全体まとめ（約0.2時間） 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域資源連携 ○他制度連携 ○企業開拓 ○アウトリーチ

【前期研修③】 人材養成研修カリキュラム（家計改善支援事業従事者）

○家計改善支援事業従事者を対象とした研修は2.5日間（17.5時間～18時間）。

研修名	対象者	カリキュラム（令和3年度）	ねらい
家計改善支援事業従事者養成研修 （18時間）	家計改善支援事業従事者	<p>オンデマンド配信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護制度について（約1時間） ・生活福祉資金貸付制度について（約0.7時間） ・多重・過剰債務の解決方法の理解（約1時間） ・家計改善支援の実務（約3.5時間） ・高等学校学費調査（約2.7時間） <p>～高校進学等に必要な費用や制度を調査する～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計再生プランの作成（約1時間） <p>ライブ配信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計改善支援の実務研修を受講するにあたって（講義・演習0.6時間） ・家計改善支援の基本的な考え方と相談の流れ、ポイントを理解する（講義・演習3.2時間） ・相談者に学ぶ家計改善支援のあり方 <p>～相談者のエンパワメントを高めるには～</p> <ul style="list-style-type: none"> （講義・演習0.8時間） ・家計改善支援でうまく行かなかったのはなぜか？（講義・演習1.1時間） 	<ul style="list-style-type: none"> ○債権整理、各種制度理解 ○課題、社会的背景の理解

人材養成研修カリキュラム（都道府県研修担当者／自治体担当者）

○都道府県研修担当者研修は2日間（12時間）自治体担当者研修は1日間（6時間）。

研修名	対象者	カリキュラム（令和3年度）	ねらい
都道府県研修に係る担当者研修（12時間）	生活困窮者自立支援制度人材養成研修修了者、都道府県担当者等	ライブ配信 <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援における人材養成について（講義0.3時間） コロナ禍での研修の取り組み状況（対話0.4時間） コロナ禍での研修実施の創意工夫の実際（講義0.3時間） 【事例報告】（0.4時間） 事例報告を聴いて感じたこと（対話0.3時間） これから取り組んでみたいこと（対話0.4時間） 【行政説明】（0.3時間） 	○研修の企画・立案
生活困窮者自立支援制度の体制整備に向けた自治体担当者研修（6時間）	都道府県、政令市職員	ライブ配信 <ul style="list-style-type: none"> 【行政説明】生活困窮者自立支援制度における都道府県担当職員の役割（0.5時間） 生活困窮者自立支援制度の理念（講義1時間） 生活困窮者自立支援のあり方（講義1時間） 生活困窮者自立支援制度における自治体支援の考え方（実践報告・討議1.4時間） 生活困窮者自立支援制度における自治体支援の考え方（ブレイクアウトセッション1.7時間） 研修全体のまとめ（0.3時間） 	○課題把握、役割理解

人材養成研修カリキュラム（テーマ別）

○テーマ別研修は3日間（20.5時間）。

研修名	対象者	カリキュラム（令和3年度）	ねらい
テーマ別研修 （20.5時間）	自立相談支援事業従 事者、就労準備支援 事業従事者等	<p>前期オンデマンド配信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりの実態と社会的背景・要因の理解（0.5時間） ・ひきこもりの状態にある人とその家族の理解 ～家族の立場（0.5時間） ・家族インタビュー（0.2時間） ・ひきこもり状態にある者への支援 ～本人の立場（0.5時間） ・当事者の声①②（0.3時間） ・本人・家族の理解を踏まえた支援のあり方①（0.7時間） ・本人・家族の理解を踏まえた支援のあり方②（0.6時間） <p>後期オンデマンド配信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援の展開における支援関係の構築（0.9時間） ・ひきこもりの状態の人への相談支援に関わる社会資源（0.3時間） ・アウトリーチ支援を通じた効果や課題（0.5時間） ・ひきこもり者を支援しない支援「ために」から「ともに」（0.5時間） ・豊中市の若者支援ネットワークづくりについて（0.7時間） ・実践報告の内容をふまえた、多機関との連携のポイント（0.3時間） ・ひきこもりの状態にある人への相談～実践力を高めるために～（0.8時間） <p>ライブ配信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりの状態にある人への相談支援について意見・情報交換（ブレイクアウトセッション0.7時間） ・企画部会委員より総括（0.6時間） 	<ul style="list-style-type: none"> ○R3はひきこもり ○関係機関構築、アセスメント、アウトリーチ ○地域の役割、協働・連携の理解

修了証要件を満たすための都道府県研修の要件

① 研修の実施方法の要件

1. 参加型研修の形式を取り入れること

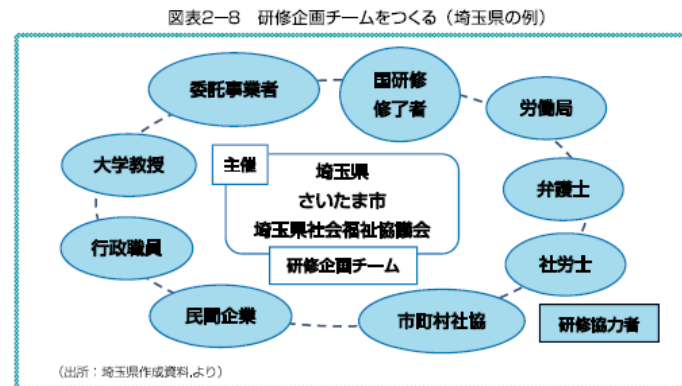
- 生活困窮者自立支援制度の支援員の中には、少人数や一人職場の支援員も多く、職場内で支援技術を向上したり、ノウハウを習得することが難しい人も多い。
- このため、支援員から寄せられる意見として、他自治体の取組を知りたい、相談できる仲間を作りたいといった意見が聞かれる。

⇒ 座学中心の研修ではなく、事例検討やグループワーク、意見交換会等、受講者同士の交流を図ることができる参加型研修を導入することで、支援員同士の横のつながりを生み、「困った時に相談し合える」関係性を構築することが望まれる。

2. 研修企画チームをつくり企画・立案すること

- 都道府県職員だけでなく、国研修修了者及び県内の各種支援員や連携機関等とチームで研修を企画・運営する。

⇒ 現場の支援員とともに検討することによって、現場の実情に沿ったテーマが提案されたり、参加型研修が円滑に進むことが期待できる。また、研修企画チームを中心に、研修実施協力者を募っていくプロセスそのものが、「地域づくり」につながっていく。



(参考)「都道府県研修実施のための手引き」から引用

3. 制度の理念と基本姿勢を伝えること

- 日々の業務の中では振り返ることを忘れてしまうこともあることから、国研修(前期研修)を踏まえ、都道府県研修でも改めて制度の理念や基本姿勢に立ち返るようすることが重要。

⇒ 研修を通して、支援員が制度の理念や基本姿勢を再認識できる機会を提供する。

② 開催時間の要件

- 開催時間は1日7時間で計10.5時間以上の開催とする。
- 複数回に分けて開催し、計10.5時間以上とすることも可能。

⇒ 複数回に分けて実施することで、受講者同士の継続的な交流を図り、ネットワーク構築を円滑にする効果も期待できる。

その他実施にあたっての留意点

◆実施上の工夫

- みずほ情報総研株式会社による、令和元年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための手引」及び「生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための標準カリキュラム(2020年版)」を、研修の実施にあたっての参考とすることが考えられる。
 - 参照先 https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/pdf/r01konkyu2019_0102.pdf(手引き)
 - https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/pdf/r01konkyu2019_0103.pdf(カリキュラム)
- ・「生活困窮者自立支援情報共有サイト～みんなつながるネットワーク～」(一般社団法人全国生活困窮者自立支援ネットワーク)には上記の手引き等で示された各種教材データが掲載されており、活用いただきたい。
 - 参照先 <https://minna-tunagaru.jp/manabi/>
- 研修対象者は原則として国研修(前期研修)を修了した者としているが、現任者や生活困窮者支援以外の支援員、自治体職員と一緒に研修を開催したり、既存の他分野の研修と合同実施することは、
 - ・ 他部局との連携強化にもつながるものであり、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげることにつながる
 - ・ 研修を通して経験豊富な現任者が新任者へアドバイスをするといった関係づくりにつながるといった効果が期待できることから、人数規模にかかわらず、積極的に実施を検討されたい。
- 生活困窮者支援では「地域づくり」が重要な視点であることから、管内自治体内のヒト・モノ・コトの社会資源の開拓や、無い場合には新たに生み出していくための社会資源開発の手法など、地域づくりを進めるために必要なことを確実に学ぶことが重要である。そのため、管内自治体における社会資源の活用の現状を把握し、地域の実践者による講義・演習を実施するなど、地域の独自性を生かした研修内容とすることが望まれる。
- 研修内容は、各地域の人数規模や抱える課題、地域づくりの現状等により、望ましい研修のあり方が異なることから、研修企画チームにおいて多様な意見を取り入れるとともに、受講者アンケートの実施等により研修の振り返りを行い、適切な内容について検討を深められたい。

◆ブロック別研修について

- 令和2年度以降は、後期研修部分は各都道府県により実施することが原則であるが、修了証発行要件を満たす研修の開催が困難、もしくは予定が合わない等で都道府県研修に参加できない場合には、ブロック別研修の受講をもって後期研修の修了とすることも可能である。
- ブロックは、①北海道・東北、②関東・甲信越、③東海・北陸、④近畿、⑤中国・四国、⑥九州・沖縄を想定。
- ブロック別研修は、国の委託事業として「一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク」により実施。
- ブロック別研修も都道府県研修と同様に、本制度の理念を伝え、支援員同士の交流が図れるような研修カリキュラムとし、10.5時間以上の実施とする。
- 開催にあたっては、各都道府県ごとの輪番制を導入し、委託先と連携しながら幹事自治体を担っていただくことも想定しているが、開催に係る諸経費(会場費、講師旅費・謝金)は原則として国が負担する。ただし、研修受講者に係る旅費は、国研修と同様の取扱いとする。

都道府県研修 標準的な研修カリキュラム

○ 令和元年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための標準カリキュラム（2020年版）」においては、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員を対象として（※）、以下のカリキュラム例を示している。なお、あくまで標準的なカリキュラムであり、都道府県等において、プログラム構成や所要時間、時間配分、取り上げる内容等を独自に企画することを妨げるものではない。

（※）就労準備支援事業従事者・家計改善支援事業従事者においては、都道府県研修参加は修了証発行要件ではないが、自立相談支援員との連携を強化するためにも参加することが望ましいこととしている。

研修名	対象者	カリキュラム（令和元年度社会福祉推進事業）	ねらい
職種共通従事者養成研修カリキュラム （390分～435分）	<ul style="list-style-type: none"> 主任相談支援員 相談支援員 就労支援員 	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者支援の基本的考え方（60分） 支援員に求められる基本倫理と基本姿勢（60～75分） 生活困窮者支援に必要と考えられる視点（60～90分） 地域づくり（90分） 個別支援の基本と相談支援の展開（概論）（60分） 就労支援の実施方法（60分） 	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援制度の基本について学ぶ 行動倫理を踏まえ基本倫理と基本姿勢を学ぶ 相談者の特性理解 社会資源の理解 インテークから終結までの支援プロセスの理解 多様な働き方への支援
主任相談支援員養成研修カリキュラム （390分～400分）	<ul style="list-style-type: none"> 主任相談支援員 相談支援員 就労支援員 	<ul style="list-style-type: none"> 主任相談支援員の役割（30分） 職員の資質向上と職場づくり（80～90分） 支援困難事例の検討（180分） 生活困窮者支援を通じた地域づくり（100分） 	<ul style="list-style-type: none"> 主任相談支援員が果たすべき役割 職員の育成・教育やスーパービジョン 支援困難事例の検討において必要な視点 生活困窮者支援を通じた地域づくりの考え方
相談支援員養成研修カリキュラム （565分程度）	<ul style="list-style-type: none"> 主任相談支援員 相談支援員 就労支援員 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援の基本的考え方（45分） 対象者の特性を踏まえた支援のあり方（30分） 個を支える地域づくり（30分） 相談支援の展開（460分程度） 	<ul style="list-style-type: none"> 支援の基本的な考え方と帳票類の活用の意義 対象者の特性を踏まえた支援 生活困窮者を通じた地域づくりの基本的な考え方 支援員が大切にすべき視点や考え方
就労支援員養成研修カリキュラム （305分～385分）	<ul style="list-style-type: none"> 主任相談支援員 相談支援員 就労支援員 	<ul style="list-style-type: none"> 就労支援の基本的考え方（60分） 就労支援で基本におさえておきたい知識（95分） 多様なメニューづくり（60～90分） 企業へのアプローチ（90～140分） 	<ul style="list-style-type: none"> 就労支援の基本的な考え方の理解 ハローワークの事業や労働市場の状況、労働法等について学ぶ 多様な支援メニューの必要性和準備・開発の方法 企業開拓と企業支援の具体的な方法について学ぶ

成年後見制度の概要

精神上の障害により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な方々について、本人の権利を守るために選任された援助者（成年後見人等）により、本人を法律的に支援する制度

	法定後見制度（詳細は、次頁参照）	任意後見制度
制度の概要	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が本人を法律的に支援する制度 本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度がある。	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる者や将来その者に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度
申立手続	家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う必要がある。	① 本人と任意後見人との間で、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について任意後見人に代理権を与える旨の契約（任意後見契約）を締結 → この契約は、公証人が作成する公正証書により締結する必要がある。 ② 本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立てを行う。
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる者
成年後見人等、任意後見人の権限	制度に応じて、一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消すことができる。	任意後見契約で定めた範囲内で代理することができるが、本人が締結した契約を取り消すことはできない。
後見監督人等（注）の選任	必要に応じて家庭裁判所の判断で選任される。	全件で選任される。

（注）後見監督人等＝法定後見制度における後見監督人、保佐監督人、補助監督人
任意後見制度における任意後見監督人

法定後見制度の概要

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など（注1）		
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為		民法13条1項所定の行為（注2）（注3）（注4）	申立ての範囲内での家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法13条1項所定の行為の一部）
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上（注2）（注3）（注4）	同上（注2）（注4）
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（注1）	同左（注1）
制度を利用した場合の資格などの制限	株式会社の取締役等（注5）（注6）		

（注1）本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

（注2）民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

（注3）家庭裁判所の審判により、民法13条1項の所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

（注4）日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

（注5）これまで、各種の法律において、本制度を利用することにより、医師、税理士等の資格や公務員等の地位を失うなど、本人の権利を制限する規定が定められていましたが、令和元年に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、上記権利を制限する規定は削除されました。

（注6）令和元年に「会社法の一部を改正する法律」等が成立し、成年被後見人及び被保佐人も株式会社の取締役に就任できることとなりました。もっとも、取締役等は、その資質や能力等も踏まえて株主総会で選任されるため、取締役等への就任後に判断能力が低下して後見開始の審判を受けた場合には、一旦はその地位を失うこととされており、再び取締役等に就任するためには、改めて株主総会の決議等の所定の手続を経る必要があります。

居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人
(公益社団法人・財団法人を含む)
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る
情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

● 居住支援法人への支援措置

- ・ 居住支援法人が行う業務に対し支援（定額補助、補助限度額1,000万円等）。
- ・ [R3年度予算] 共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.8億円）の内数

【制度スキーム】

